

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第六集

夜分火を焚き酒食を用い

和歌山県立文書館

目次

	はじめに	1
1	母子世話振り	5
2	心底に相改め	28
3	養子再縁	43
4	送り遣わし度く	49
5	両親共大切にいたし	64
6	他国旅人の病難を救う	70
7	夜分火を焚き酒食を用い	78
8	御用物、使いの者取り落とし	88
9	外方にては、はぎと申し立つ可く候	94
10	隣町へ使いに出で帰り申さず	108

はじめに

第7項「夜分火を焚き酒食を用い」は、慶応三年（一八六七）四月、北塩屋浦で起きたという、時節をわきまえない酒盛りの「詫び状」です。内容は具体性を欠いていて詫び状と呼べるようなものではありません。大庄屋も書き直しを求めて当然なのですが、受け取ってしまっています。

詫び状とは本来、具体的に記します。第2項「心底に相改め」は、天保八年（一八三七）嶋村佐吉が「家業疎」にした自分の暮らしぶりを義絶状に沿って述べ、評定所で「出精」するよう「仰聞」かされた内容を書き入れています。第9項「外方にては、はぎと申し立つ可く候」では、文久三年（一八六三）北塩屋浦の商人茂助が、医師の家の奉公人を自分の店で働かせたために、評定所から奉公人を速やかに戻すよう「仰聞」かされています。後半、商人が長々述べた言い分けを通して、事件をさら

に具体的に理解することもできます。

第7項「夜分火を焚き酒食を用い」は、これらに比べると酒盛りの具体像が分かりません。「此程今御時節を不弁自分寄合等仕、夜分火を焚酒食を用ひ候」とあり、先日來、「御時節」をわきまえず自分裁量の寄合をしたというだけなのです。これがなぜ悪いのか、何日のいつ頃から何回、村内のどこで、何人が集まり、どのような騒いだのか、それ以外に何か起こったのか、この程度は通常書き入れます。一方、「夜分火を焚」きという細かい事実は記してあります。大庄屋の「仰聞」でなく「御調へ」としていて、説論の内容は皆目分かりません。

この酒盛りの前年、慶応二年九月には、第二次長州征討が幕府の敗北で終わり、翌三年十月には大政奉還が行なわれます。そうした中、二年には全国でそれまでになほほど多くの百姓一揆・打ちこわしがありました。紀州

には波及しなかったといわれますが、そうではないようです（し五七〇）。翌三年秋の「ええじゃないか」は紀州各地でも起こります。「御時節を不弁」とは百姓一揆が頻発している時期に、誤解されるような酒盛りをしたという意味です。わざわざ「夜分火を焚」と書いたのは、火が一揆の松明に見えたといいたかったのでしよう。

しかし、百姓一揆に見える酒盛りなどあるのでしょうか。一揆勢は一目で分かります。一揆には一揆の出で立ちがあつて、蓑・笠を着け、「得物」といわれる農具・棒や大工道具、竹槍や鳴り物としての獵師鉄砲を持ち、幟を立て法螺貝を吹き松明を掲げ、組を作つて規律ある行動をとつたといえます（保坂智『百姓一揆とその作法』。安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』。若尾政希『百姓一揆』。「夜分火を焚」こうが、「酒食を用ひ」と大騒ぎをしようが、酒盛りは酒盛りにしかみえません。酒盛りだったならば、詫び状をとる必要もあつたのかどうか。百姓一揆だから百姓一揆にみえたのです。百姓一揆にみえた酒盛りというこの記述は、事実を隠蔽しようとしています。酒盛りの様子が具体的でないのは、酒盛りなど

なかつたからです。虚偽の事実を詳しく書けば書くほど矛盾が広がるからです。大庄屋も酒盛りについて「仰聞」させていないので、その内容を記しようがないのです。

さらに、差出人は、すべての「村中五人組頭」三〇人だけで、彼らは事件の当事者として、「向後者相愼右様之寄合等決而不仕」と酒盛りを詫び、連印しています。五人組頭の役を務める人物はそれなりの分別を備えているはずで、「村中五人組頭」三〇人もが連印して詫びているだけでも異様なことです。ましてや、彼らだけの酒盛りなどあるうはずがないでしょう。五人組頭全員三〇人の連印を取らなければならなかつたのは、その背後に村中百姓百数十人がいるからです。これは、村中百姓百数十人による百姓一揆についての「詫び状」なのです。一揆勢は結集しただけなのか、あるいはすでに打ち壊しでも始まつていたのかは分かりませんが、大きな動きになる前に説得でもされたのか収束したのかでしよう。この「詫び状」では請人として庄屋と肝煎が署名していますから、彼らを一揆に巻き込むことには失敗したと思えます。一揆は収束したといつても動きがあつたことは

隠しようもない事実で、代官辺りにまで聞こえていた可能性もあるでしょうから、これをどうするか。一揆だと藩に知られば処罰者が出ますから、騒ぎはあつたけれどもこれは時節をわきまえない連中の酒盛りだったというようにして白を切り通す、大庄屋が出した結論です。

本書に収めた文書の内、宛先に「大庄屋」という役名を記しているものは第4項、第6項、第10項の三点ですが、他六人も庄屋・肝煎等の村役人が瀬戸又次郎に宛てて差し出していることから、ほとんどすべてが、日高郡天田組大庄屋瀬戸又次郎一代の關係文書であることが分かります。「天田組」は、日高郡の内、名屋浦・北塩屋浦・天田村・猪野^{いのの}々村・上富安村・下富安村・小松原村・田井村・財部村・嶋村・御坊村・藪浦^{はまのせ}・浜瀬村・下野口村・上野口村・熊野^い村・岩内村の一七か村をいいます。年号の分かるものが六点あって、上限は天保八年（一八三七）、下限で慶応三年（一八六七）となっております。第10項だけは又次郎の先代大庄屋でしょうか、中村善次兵衛宛てに差し出された文書（文政頃か）の写しで、その後瀬戸氏が引き継いだようです。

大庄屋の役務はそれほど分かっていないのですが、第1項「母子世話振り」にあるような百姓株の相続、第3項「養子再縁」などに大庄屋は取り組んでいます。これに加え、一般的に宗門送りや宗門受け込み、田畑売買などで大庄屋に宛てて願ひ書きが差し出されていますから、宗門人別帳や検地帳・名寄帳などの変更を管理・承認することで百姓の成り立ちを支えていくのが、大庄屋の基本的役務であるといえましょう。

また本書には採録しませんが、軽業興行宿料滞り問題（し四八四一〇）や干鯛御用所拝借銀滞り問題（し二二八一三）、上野村での金子紛失事件（し三〇三一）では、大庄屋瀬戸氏は周囲の大庄屋や日高郡胡乱者改・日高郡代官と書状を交わしながら、問題解決に尽力しています。

ただ、同じ百姓株の問題にしても、第2項「心底に相改め」で義絶状を出された百姓に対しては評定所が対応しているようですし、離縁された夫との復縁を願う第4項「送り遣わし度く」も、飯米支援が絡んでくるからでしょうか、出された願ひ書きを大庄屋は日高郡代官に回

しています。第9項「外方にては、はぎと申し立つ可く候」も含め、大庄屋の基本的役務を越える内容に関する願いは、代官を通じ勘定奉行に回す仕組みができていたことが分かります。

第2項「心底に相改め」には八つの「仕」が使われています。そのうちの四つ、⑤「心得遠之儀不仕」の「仕」は、他動詞。話者（佐吉）が相手（評定所）にへりくだった表現ですが、④「心得遠等之儀不仕」の「仕」は、同じ他動詞でも話者（今度は評定所）が相手（佐吉）の行為を重々しくいう表現です。⑤「出精可仕」の「仕」は、「出精」に付く補助動詞で話者（佐吉）が相手（評定所）に対しへりくだった言い方で、④「出精仕」の「仕」は、同じ「出精」に付く補助動詞でも話者（今度は評定所）が相手（佐吉）の行為を重々しくいう表現です。また、第3項「養子再縁」③「中陸敷仕」の「仕」は自動詞です。本書では「仕」をそのように解説しました。近世古文書ではこの五つの使い方で、「仕」はくり返し出て来ます。

ところが問題なのは、右の解釈が、筆者が愛用する『日

本国語大辞典』にはのっていないことです。「つかまつる」（つかまつる）は、「仕える」と、その派生語の意味しか書いてありません。近世古文書では右に述べた形で使うことがほとんどで、「仕える」で出てくることはほぼありませんが、これは、『日本国語大辞典』が古文書から文章を採録していないから起こることなのです。同じように、頻繁に使われる「被成下」（「被成被下」が原型か）ものせていません。ちなみに、「被下」も「被成」も「被成下」も補助動詞です。

要は、たいへん困難な作業なのですが、近世古文書の言葉は『日本国語大辞典』を参考にしつつも、自力で考えていくしか方法はないということです。

今回は二〇〇九年、二〇一五年の古文書講座をもとに編集しました。寄託者御坊市藤田町藤井の瀬戸家には感謝いたします。今回も、『日本国語大辞典』第二版を活用しています。なお、山崎竜洋編『瀬戸家文書目録』もご利用下さい。

（遊佐教寛）

1 母子世話振り

【百姓永続願】

百姓成り立ちの話です。藪浦の孫右衛門が病死し、後には妻と三歳の息子が残されました。孫右衛門の百姓株（百姓としての役、あるいは地位）が空席になったのです。これをどうするか、弘化三年（一八四六）、②親類たちが相談したものの、考えがまちまちでまとまらないとい

姓共が百姓惣代等に願ひ出てきたことからすれば、親類たちは孫右衛門株の解体、つまり孫右衛門田畑を親類で分割してしまう計画すらあったようにみえます。とんでもない「世話振り」です。心配になった百姓惣代等は、大庄屋に取りまとめを求めました。

〔釈文〕

① 奉願上候御事

當浦孫右衛門義先達而病死仕り、右跡同人
妻并世忰男子老人御坐候所當年漸三才ニ
相成候二付、②親類中々跡世話振り之義色々
談合仕候得共、一統斑々ニ而落合相付不申所
今以和談不仕候由、③然ル處當浦之義段々百姓
衰微仕候二付、一軒ニ而も永續仕候様仕り度、就者

取發信林村因古性先分取來一古
 上青何年以新著古性中致也
 致取和親心之上而後取發信林
 一古下取多致六也

壬午月

古浦古性忠

古年 

古性忠

古性忠 

古性忠

古性忠 

孫右衛門方者數代相續之百性ニ而御坐候ニ付、何卒

永續仕候様村内百性共今私共等手前江願出

候ニ付、④何卒以御料簡百性中願之通同人家・

親類和熟之上品能永續仕候様御申付

可被下候様奉願上候、以上

午三月

藺浦百性惣代

藤市印

同所御藏庄屋

左兵衛印

同所肝煎

甚助印

右同断

藤助印

瀬戸又次郎殿

(し四七三一一)

水戸又次郎殿

大目付
藤市印

〔読み下し文〕

① 願い上げ奉り候御事かんごと

当浦孫右衛門義先達つて（而）病死仕り、右跡同人

妻并なつひに世倅よせがれ男子なんし壱人御座候所当年漸ようよう三才に

相成り候に付き、②親類中より（夕）跡世話振りぶ之義色々

談合仕り候せうごえ（得）共ども、一統斑々はんぱんにて落ち合い相付き申さざぎ（不）る所

今以つて和談仕らず（不）候由よし、③然しかる処当浦之義段々百姓

衰微仕り候に付き、一軒にても永続仕り候様仕り度く、就つては（者）

孫右衛門方は数代相続之百姓にて御座候に付き、何卒なにとぞ

永続仕り候様村内百姓共より私共等手前へ（え・江）願い出で

候に付き、④何卒御料簡を以つて百姓中願い之通り同人家・

親類和熟之上品しなよ能く永続仕り候様御申し付け

下さる可べく（可レ被レ下る）候様願い上げ奉り候、以上

〔文意例〕

① 願い上げ申します御事について

当浦の孫右衛門についてですが、先達て病死致しまして、その「跡」（百姓株を継ぐ者）には同人の妻と「世倅」の男の子ひとりがございます。（その子は）当年ようやく三歳になつたところです。そこで、②親類達で「跡」の世話のし方について色々

相談致しましたけれども、一同（の意見）は様々で決着が付き申さないと、今以て合意いたさないと話です。③しかし、「当浦ではだんだん百姓が

「衰微」いたしていますので、一軒でも永続いたすようにいたしたいのです（村内百姓共の願い）。ついては、孫右衛門の家は数代続く百姓でございますので、どうか

永続いたすように」と村内の百姓共から私共等のもとへ願い出でました。そこで、④どうか寛大なお取りはからいで百姓達からの願い通り同人の家と

親類が「和熟」の上で「品よく」永続いたすようお願い付け下されますようお願いいたします。以上

〔語意・語法〕

①**奉願上**「奉」は補助動詞として、相手（大庄屋瀬戸氏）に対し下の動詞（願上）の謙讓表現を作る。「願上」は、うやうやしく願う。丁寧にお願ひする。**御事**「事」で十分なのだが、ていねいに表現した。「事」は、「こと」で文を中止するような形で、文章の題目などとして用いる。何々についてという意を表わす。**當浦** 日高郡蘭浦（御坊市蘭）。**孫右衛門義**「義（儀）」は、自分、または自分の側を示す名詞に付いて「こと」「…に関して」の意を表わす。謙讓の意を添える。**病死仕り**「仕」は、補助動

詞。動作性の名詞（病死）に付き、話し手（百姓惣代等）が聞き手（大庄屋瀬戸氏）に対してへりくだる自卑・丁重の表現として「(物事を)する・なす」の意に用いる。**右跡**「跡」は「後」。百姓としての家。百姓株。その家・株を相続すること。相続する者。**世倅** 世継ぎとする倅。**相成**「相」は語調を整えたり、語勢を添えたりする。②**親類中**「中」は、その範囲内であること、また、その範囲全部であることを表わす。**振り之義**「振り」は、名詞や動詞の連用形に付いて、その物事の様子、状態の意

を添える。「義(儀)」は、「こと」。「…のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「義(儀)」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。ここでは、「跡世話振り」。**談合仕** 補助動詞「仕」は、「談合」に付く。**候得共**「(候う)候ふ」の已然形「候へ」の「へ」に当て字「得」を使ったもの。「共」は「ども」の当て字。「ども」は、接続助詞。活用語の已然形を受ける。逆接の確定条件を表わす。けれども。**斑々** まだらなさま。**落合** 最後のまとまり。結末。決着。**相付不申**「申」は補助動詞。動詞の連用形「付」に付いて、相手(大庄屋)に対し話者(百姓惣代等)が改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。**和談不仕由**「和談」は、和睦の話し合いをすること。補助動詞「仕」は「和談」に付く。「由」は、百姓惣代等の、親類中からの伝聞。

③**衰微仕** 直後で「一軒二而も永續仕候様」ということことからすれば、「衰微」は、家数が減っていることをいっているのか。補助動詞「仕」は「衰微」に付く。**永續仕候様仕り度** 一行後ろの「何卒永續仕候様」とともに③末「願出候」にかかるものとれる。しかし、③末

「願出候」とは離れているので、「永續仕候様仕り度奉存候」の「奉存候」が省略された形で、文節はここでいったん切れると考える方がよいか。村内百姓共の願望。「永続可(為)仕候」のこと。主格(村内百姓共)の意志「可」は強意となるためこれを弱めれば「永続(為)仕候様奉願上」となるが、さらに、婉曲的な話法(遠回しな言い方)として、要求の体さえ取り去り、ただつぶやいてみせる形が、「永続(為)仕候様仕り度(奉存候)」。「永續仕」の「仕」は「永續」に付く補助動詞。「仕り度」の「仕」は他動詞。「する」「行なう」を、相手(大庄屋)に対しへりくだる気持ちで丁寧にいう。**孫右衛門方**「方」は、ある一方の側、またそれに属する人たちを表わす。**村内百姓共**「共」は自称の代名詞、または自分の身内の者を表わす名詞に付けて、単数・複数にかかわらず、謙遜した表現として用いる。**私共等**「等」は、漠然とさすことによって表現をやわらげる。**手前** 自分の目の前。自分の領域。領分。自分のもと。

④**料簡** とりはからい、処置でなく、怒りや不満をこらえ、がまんすること。腹立たしいのをたえしのぶこと。おお

めにみること。堪忍。宥恕か。和熟やすらぎむつまじくすること。仲良くすること。品能 品位よく、体裁よくだから、ここでは争いごともなくの意。永續仕候様：奉願上候「永續仕候様御申付可被下候」と「永續仕候様奉願上候」とが混在している。あるいは、「永續仕度、宜御申付被下候様奉願上候」のようにするか。御申付可被下候様奉願上候「可被下候」の「可」の表現が強いためにこれをさける遠回しな言い方として「被下候様奉願上候」

【議定取究】

「議定取究」といっても大庄屋による裁定なのですが、これをみると、**①** 忰安太郎が成長するまで、**②** ③ 孫右衛門田畑・借銀を凍結する、**④** 孫右衛門側の親類ではなく、後家の実父を引っぱり出し、この実父に田畑を預ける、**⑤** 孫右衛門居家は保持しておき、(安太郎の成長を待つまでもなく)「後父」(後家の再婚相手)が現れたときにこれに孫右衛門株を相続させる、**⑥** 孫右衛門の血筋の者には、唯一妹に、空いている八大夫株を将来相続させ

が使われるわけで、ここは誤用。「御申付」は大庄屋の行為。「可」は話者(百姓惣代等)の意志を表わす助動詞。「被」は、大庄屋への尊敬を表わす助動詞。他人の動作を表わす語に付いて、敬意を示す。多く本来敬意を含んでいる動詞に付く。受身ではない。「被下」は補助動詞。「御申付」につく。「くださる」。午三月弘化三年(一八四六)。百姓惣代 村役人の一。庄屋の監視役ともいう。御藏庄屋 年貢納入にあたる。肝煎 庄屋の下役。

る、という孫右衛門株存続のための様々な手立てをとったことが分かります。ということは、孫右衛門の親類は孫右衛門が病死したのをいいことに、孫右衛門株の解体を目論んで「一統斑々ニ」我意を主張し、「和談不仕」ようになったのだろうことが想像できます。

なお、文中八つの「仕」、六つの「致」がありますが、すべて他動詞です。

議定之次第

①

一 園浦強兵隊は七月病死は以て

右の如き諸君は入隊を急ぐべき事

一 同日の如き事は、若くは少くも、

之を以て、

②

一 採育の件は、

この堂前には杖野村の田畑はわきまあり
且前より史冊に記す一傳もなきものあり
右堂の所蔵は海ありは名

一 ⑤ 月一付は是の津あり 右堂の南にあり

とて此の地は人なきものなり地無きは
力凌より名を傳ふるも又その津あり海
邊より名を傳ふるも又その津あり海

以秋車、其日宗、与家、门、移、以、右、後、也、有、
以、其、宗、与、又、秋、於、一、日、熟、信、之、为、百、家、
相、之、也、事、

⑦

一、孫、之、日、以、其、姓、田、地、之、是、之、孫、之、家、
其、至、之、一、日、其、是、之、孫、之、家、其、至、之、上、也、
以、其、姓、之、孫、之、家、其、至、之、右、田、地、作、田、也、
孫、之、家、其、至、之、也、事、

五石村
 辛吉
 左后
 宇后
 七后
 左后
 日五后
 日五后
 左后



〔釈文〕

① 議定取究之事

一 藪浦孫右衛門儀去巳七月病死仕候處、

右跡世話振之儀ニ付入組候品有之、此節私共

一同御呼寄夫々了簡御聞札之上、左一ツ書

之通御取究被下候事

一② 孫右衛門忰安太郎幼少ニ付同人成長迄之間

印形者藪浦村役元へ預置、當村領并財部村

ニ而所持之田畑、安太郎江引渡候迄賣拂

之儀者勿論質物差入等も急度不仕筈

一③ 親類内分孫右衛門江取替銀者、安太郎相續

仕候儀見届候迄者互ニ浮置ニ可仕筈

一④ 孫右衛門後家并忰安太郎等母子共、當分

実父平右衛門方へ引取養育之筈、尤右養育

之間藪浦領・財部村領田畑作得米、平右衛門

手前ニ而受拂支配いたし、餘分有之候ハ、安太郎

藪浦孫右衛門儀

相續之節家修覆等ニ可仕筈

一⑤きしの二有之孫右衛門居家者當分明家ニ

いたし置、慥か成預人有之候ハ、地年貢丈ケ

為凌候而成共預ケ候筈、⑥若又其内孫右衛門後家、

後父ニ而も相整候ハ、其儘きしの二而相續致

候歟、事ニ寄同所ニ而家引移候相談も有之

候ハ、其節尚又親類一同熟談之上為宜敷

様ニ可致事

一⑦孫右衛門同家八大夫株田地者は迄孫右衛門家へ

付置有之候へ共、是者孫右衛門妹へ宛置追而

八大夫株相續為致候筈ニ而、右田地作徳者

孫三郎支配可致事

⑧右ケ條之通夫々承知仕何等申分無御座候、

然上者尚此已後親類中互ニ相混し申合、

孫右衛門家相續仕候筈、成丈行届世話可仕候、

依之義定書差上申候、以上

蘭浦孫右衛門親類
同所

孫三郎⑩

弘化三年午四月朔日

同断
御坊村

平右衛門⑪

同断
小松原村

左兵衛^印

同断
蘭浦

浄国寺^印

同断
立石村

平吉^印

同断
御坊村

左兵衛^印

同断
同所

宇右衛門^印

御坊村肝煎

七兵衛^印

蘭浦肝煎

藤助^印

同所同断

甚助^印

同所御藏庄屋

左兵衛^印

瀬戸又次郎殿

(し四七三ー三)

〔読み下し文〕

① 議定取り究め之事

一蘭浦孫右衛門儀去る已七月病死仕り候処、

右跡世話振り之儀に付き入り組み候品之有り、此節私共

一同御呼び寄せ夫々了簡御聞き糺し之上、左一つ書き
之通り御取り究め下され(被下)候事

一②孫右衛門忰安太郎幼少に付き同人成長迄之間

印形(者)は(者)蘭浦村役元へ預け置き、当村領并に財部村

にて(而)所持之田畑、安太郎へ(え・江)引き渡し候迄売り払い

之儀(勿論)質物差し入れ等も急度仕らざ(不)る筈

一③親類内より(今)孫右衛門へ取り替え銀は、安太郎相続

仕り候儀見届け候迄は互に浮け置きに仕る可き筈

一④孫右衛門後家并に忰安太郎等母子共、当分

実父平右衛門方へ引き取り養育之筈、尤も右養育

之間蘭浦領・財部村領田畑作得米、平右衛門

手前にて受け払い支配いたし、余分之有り候はば(ハ、)安太郎

相続(節)家修覆等に仕る可き筈

一⑤きし(之)の(有)る孫右衛門居家は当分明(空)き家に

いたし置き、慥(確)か成る預け人之有り候はば地年貢だけ(丈)ケ

凌(が)せ(為)候て成る共預け候筈、⑥若又其内孫右衛門後家、

後父(後夫)にても相整(い)候はば、其儘(ま)きし(之)にて相続致し

候歟、事に寄り同所にて家引き移り候相談(も)之有り

候はば、其節尚又親類一同熟談(之)之上宜しく(敷)為す

様に致す可き事

一⑦孫右衛門同家八大夫株田地は是迄孫右衛門家へ

付け置き之有り候え（へ）共、是は孫右衛門妹へ宛て置き追つて

八大夫株相續致させ候筈にて、右田地作徳は

孫三郎支配致す可き事

⑧右か条之通り夫々承知仕り何等申し分御座無く候、

然る上は尚此已後親類中互に相混し申し合ひ、

孫右衛門家相續仕り候筈、成る丈け行き届け世話仕る可く候、

之に依り義定書き差し上げ申し候、以上

〔文意例〕

① 議定取り決めの事について

一 藪浦孫右衛門について去年巳年七月病死いたしましたところ、

右「跡」の後見方法について入り組んだ事情があり、この節私共

一同を（大庄屋が）お呼び寄せになりそれぞれに對し考えをお聞き糺しになった上、左の一つ書きの通りお取り決め下さった事について。

一②孫右衛門伴安太郎は幼少なので同人が成長するまでの間、

印形は藪浦の村役人の元へ預け置き、（孫右衛門が）当村の領域（当浦）と財部村

で所持している田畑は、（成長した時に）安太郎へ引き渡すまで、売り払う

ことはもちろん、質物として差し入れることなども決していたさなないこと。

一③親類の内から孫右衛門への用立て銀（貸銀）は、安太郎が（家を）相続
いたすことを見届けるまでは、互いに保留にいたすべきこと。

一④孫右衛門後家ならびに忞安太郎など母子ともに、当分

（御坊村に住む、後家の）実父平右衛門方へ引き取り養育すること。もつとも、その養育
の間、藪浦と財部村の田畑からの作得米は、平右衛門の

元で収支を取り扱い、剰余が出れば安太郎の

相続の際（孫右衛門の）家の修復等に使うべきこと。

一⑤紀小竹きしのにある孫右衛門の家は当分空き家に

いたし置いて、信頼の置ける預け先があれば、地年貢だけ

負担させてでも（貸家料は取らないでも）預けること。⑥もしまたそのうち孫右衛門の後家が

再婚相手（の話）でも整ったならば、そのまま紀小竹で「後父」が孫右衛門家に婿入りして）相続いたす

か、ことによっては同所で家を引越す相談もある

ならば、その節はなおまた親類一同熟談の上よろしくさせる

ようにいたすべきこと。

一⑦孫右衛門の同じ家筋である百姓八大夫家の所持する田地を、これまで孫右衛門家へ

預かりおいていた。けれども、これは孫右衛門妹へ移し置き、追って

八大夫株を（妹に）相続致させる予定とし、右の田地の作得は

（当面親類の）孫三郎が支配いたすべきこと。

⑧ 右箇条書きの通りそれぞれが承知いたし、何ら申し分はございません。そうである上は、なおこれ以後親類中が互いに「混じ」申し合わせ、孫右衛門家を相続いた(さ)す予定です。なるたけ行き届き(かせ)世話をいたします。そういうことで義定書きを差し上げ申します。以上

〔語意・語法〕

① 議定 協議して定めた約束。内実は大庄屋の裁定。一「一」は、「ひとつ書き」といい、箇条書きそれぞれの冒頭に置く。「二」以下はない。本文はそこから一字下げで記していく。病死仕「仕」は「病死」に付く補助動詞。入組候品「品」は、物事の事情や理由。有之「之」は強調。了簡 思慮。考え。分別。思案。また、考え方。御取究被下候「被」は大庄屋への敬語表現。「被下」は補助動詞。動詞の連用形に「御」を冠した「御取究」にく。「くださる」。

② 印形者… 以下、後家も年若なのか、孫右衛門家を相続しないことを前提とした内容になっている。印形者… 預置 印形を別置することによって、押印が必要になる田畑の売却・質入れをできない形にする。村役元「元」は、

居所。その人の身のまわり。その人の息のかかる範囲。當村領「領」は領域。財部村 日高郡財部村(御坊市湯川町財部)。急度 意志、決意などの決定的なさま。是が非でも。不仕筈「仕」は他動詞、「する」「行なう」を、相手(大庄屋)に対しへりくだる気持ちで丁重にいう。「筈」は、物事が当然そうなること。道理。理屈。筋道。転じて、予定・てはず・約束などの意にもいう。③ 取替銀「取替」は、金銭を立て替えること。金銭を一時用立てること。また、その金銭。浮置 対処を保留することを言っている。可仕「可」は話者(親類等)の意志を表わす助動詞。「仕」は他動詞。「する」「行なう」を、親類等が相手(大庄屋)に対しへりくだる気持ちで丁重にいう。

④後家 夫に死別した女性。また、夫の死後、その家を守っている寡婦。安太郎等「等」は、漠然とさすことによつて表現をやわらげる。作得米 年貢を納めたあと手元に残る米。平右衛門手前二而受拂支配いたし 母子を引き取りその暮らしに経費がかかるのだから、所持権は孫右衛門においたまま、田畑の耕作も含めて「作得米」は平右衛門（二番目の差出人）が取り扱う。「支配」は、指図すること。指揮すること。指揮下に入れること。「いたし」は補助動詞。動作性の名詞（ここでは「支配」に付き、話し手（親類共）が聞き手（大庄屋）に対してへりくだる自卑・丁重の表現として、「（物事を）する・なす」の意に用いる。「仕」にくらべて敬意が軽い。候ハ、「候（う）候（ふ）」の未然形「候は」に、接続助詞「（は）」を加えた表現。「ば」は、活用語の未然形に付いて、順接の仮定条件を表わす。…ならば。相續之節家修覆等 二可仕 孫右衛門の田畑は平右衛門が「支配」するもの、平右衛門所持の田畑とは別会計にする。「仕」は他動詞。⑤きしの 蘭浦の小字紀小竹。いたし 他動詞。話し相手に対し自分や自分の側の者を下位に置く場合などで、

「（物事を）する・なす」の意に用いる。「仕」にくらべて敬意が軽い。地年貢 屋敷地に懸かる年貢。為凌「為」は使役。親類共が預人に凌がせる。成共 仮にある事柄を示し、おおよその範囲を限定する。特定のものに限定し得ない時、おおよび限定したくない時に用いる。でも。なりと。

⑥後父「後夫」。再縁の夫。後添いの夫。其儘きしの二而相續致候「後父」がきしの孫右衛門家に婿入りして相續する。「致」は「相續」に付く補助動詞。事二寄同「所二而家引移候相談も有之候ハ、この一文も「後父ニ而も相整候ハ、」とつながっている。前文「其儘きしの二而相續致候」に、ここでは「同所ニ而家引移候」を対比させる。再婚が決まって、「明家」にしておいたきしの孫右衛門家は古くて住むには絶ええないために、きしので家を新築するということか。④に「相續之節家修覆等二可仕」ともあるから、よい状態の家ではないらしい。為宜敷様二可致事 表現に難あり。「宜敷様二可為致事」がふさわしいか。「宜敷為致様二可申事」も可。「為」は使役。親類共が後家にいたさせる。「可」は親類共の

意志。「致」は他動詞。

⑦ **同家八大夫株**「同家」は本家を同じくする分家同士が、互いに呼ぶ称。同じ家筋。孫右衛門家と同じ家筋の分家八大夫家ということ。「株」は百姓という役を持った家。

孫右衛門家へ付置有之候 八大夫は後継者もないまま孫右衛門の厄介となっていたとも考えられるが、この時すでに没していたのだろう。「八大夫株」というのだから名義は替えていない。そうすると、「付置」は、「八大夫株」の田地が孫右衛門の預かりということか。「有」は補助動詞。動詞の連用形「付置」に付いて、動作・作用・状態の、進行・継続や、完了した作用の結果が残っていることを表わす。**孫右衛門妹へ宛置「宛」**は、ある役目や仕事などを担当させる。嘉永四年（一八五二）九月の立石村平吉「奉願上口上覚」（し五〇七一二）によれば、孫右衛門妹おぬいは平吉に嫁いでいるが、子供が多い上に、亭主が「遊楽我儘」なので「先働稼商売可致」と庄屋にも諭されるほどの難渋な暮らしだった。そのためでもあるのか、おぬいは離縁を申し出、これの仲裁を平吉が願ひ出ている。それ以前、弘化三年（一八四六）四月

の本史料には立石村平吉も親類のひとりとして名を連ねている。**追而八大夫株相續為致候筈**「追而」は、倅安太郎が孫右衛門家を正式に相續する際に、八大夫株についても安太郎の了解を取ってから孫右衛門妹が相續するということか。「為」は使役。親類共が妹にいたさせる。「致」は「相續」に付く補助動詞。**作徳者孫三郎支配可致事** 作得は妹の家計とは別管理で、相続の際に作得も渡すのか。「孫三郎」（一人目の差出人）は、孫右衛門の弟か。

⑧ **承知仕「仕」**は「承知」に付く補助動詞。**相混し寄り合いを開くことか。孫右衛門家相續仕候筈、成丈行届世話可仕候「筈」**は間違いとはいえないものの、言い回しとしてはやや難がある。「二付」を入れ、「相續仕候筈二付、：世話可仕候」とした方が文意は通る。「仕」はそれぞれ「相續」「世話」に付く補助動詞。「可」は親類等の意志。**差上申「申」**は補助動詞。「差上」に付いて（差上申）、相手（大庄屋）に対し話者（親類等）が用いている。**弘化三年一八四六年。御坊村** 日高郡御坊村（御坊市御坊）。**平右衛門** 孫右衛門後家の実父。**小松原村** 日高郡小松原村（御坊市湯川町小松原）。**立石村** 日高郡

立石村（印南町立石）。

2 心底に相改め

百姓成り立ちの話が続けます。天保八年（一八三七）の大庄屋瀬戸又次郎宛て嶋村佐吉の「義定一札」、ここでは詫び状です。

それより前、親類・五人組から義絶願いが出されました。義絶とは近世の制度で、素行のよくない人物がこの先悪事をはたらいた場合、監督責任を問われて親類等も罰せられかねない、そこで、その人物とは無関係であると公に宣言することで処罰を避けようとするものでした。義絶願いを受けて、「不埒」な百姓佐吉を呼び出し「心底」に改めるよう説諭があり、これを受け入れるとして佐吉が提出したのが「義定一札」です。もっとも、親類等も、本当に義絶を願っていたのか、説諭を期待してのことだったのかは分かりません。

ところで、この「義定一札」は大庄屋宛てですから、大庄屋が佐吉を呼び出し取り調べたように思えます。た

だ、④末に「仰聞」、⑥に「仰付」とあり、「仰聞」は勘定奉行あるいは老中に、「仰付」は藩に対して使う語ですから、この表現が正確ならば、佐吉は城下町和歌山の評定所に呼ばれ勘定奉行あるいは評定所役人の調べを受けたこととなります。「仰聞」の前の「此度之儀者御穩便ニ御済可被成下段被仰聞」、「仰付」の前の「御咎被仰付」も評定所からの申し渡しにふさわしい文言といえましょうか。

この一札で、肝煎源兵衛の添え書き⑨と本文①～⑧の文字は同一であると思われるので、書面を作ったのは源兵衛なのでしょう。その上で、うっかりと紙背の二箇所佐吉の継ぎ目印を押さえてしまいました。親類らが作成した一札を肝煎に送ったのなら、紙幅を継いだ奥の継ぎ目印（嶋村肝煎」の右上にみえる）は源兵衛の印となり、佐吉の印にはならないはずなのですが。

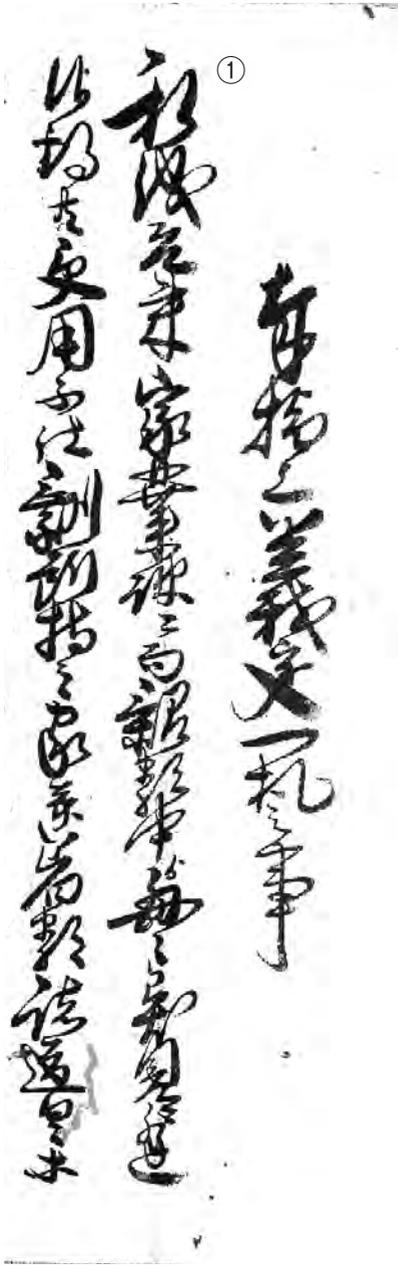
佐吉ではなく肝煎が書いた「義定一札」であることは、
 文面からも読みとれます。①に「異見ニ、逢候得共受用不
 仕」という、当事者が自身の問題を詫びて記したとする
 よりは、外から当事者を評価したような表現があります

(さらに「語意・語法」で述べます)。これは肝煎が書い
 た一札だからというだけではありません。佐吉への親類
 等による義絶状(これも肝煎が作ったでしょうが)の
 文面、たとえば「異見致シ、候得共受用不仕」を下敷きに、
 「義定一札」の趣旨に見合うように若干の修正を加えて
 作り上げた文章だったからでしょう。①の「元来家業疎」

「剩所持之」「着類・諸道具等迄賣拂」「飯料等も」「甚
 不埒」など、佐吉の行為に外から否定的評価を加えた形
 になっている点、また、「厄介ニ致させ」と使役にして
 しまっている点も同じように考えられます。

佐吉の難点を列挙した①は、文末を「甚タ不埒之致方
 二付」とすることで、②「此度親類・五人組中今義絶御
 断申上候」と、義絶状提出の理由となっています。①②
 は、「義定一札」とはいうものの、内容からはほとんど
 義絶状そのままなのです。

なお、この「義定一札」には、八つの「仕」と二つの



近き書押多し。報を報致しん分。此の如く
有る。其の如く。報料も亦。中。其の如く。報料
二月。其の如く。報料も亦。中。其の如く。報料
三月。其の如く。報料も亦。中。其の如く。報料
四月。其の如く。報料も亦。中。其の如く。報料
五月。其の如く。報料も亦。中。其の如く。報料
六月。其の如く。報料も亦。中。其の如く。報料
七月。其の如く。報料も亦。中。其の如く。報料
八月。其の如く。報料も亦。中。其の如く。報料
九月。其の如く。報料も亦。中。其の如く。報料
十月。其の如く。報料も亦。中。其の如く。報料

左方も得る事ありし事新も得る事ありし事極
 家甚事也精力は体去身より出さず其後後
 中と新以後も得る事ありし事極なり
 中と新以後も得る事ありし事極なり
 新も亦新なりし事極なりし事極なり

徳村長三郎

徳村長三郎

徳村長三郎

徳村長三郎



⑨
右通義人
孔古存揚字以之

右通義人

太平

右通義

何物



湯村

源



源

「致」が使われています。補助動詞なのか他動詞なのか、へり下っているのか尊大なのか、それぞれをていねいに

読み分けなければなりません。

〔釈文〕

① 奉指上義定一札之事

私儀元來家業疎ニ而親類中々毎々異見ニ逢

候得共受用不仕、剩所持之家并着類・諸道具等

迄賣拂、忝人之親者親類之厄介ニ致させ、家内之

者共へ者日々之飯料等も當へ不申甚々不埒之致方

ニ付、②此度親類・五人組中々義絶御断申上候由ニ而、

③私御呼出之上、如何相心得右躰家業疎ニ致候

儀ニ候哉、甚不埒ニ付急度咎可申付筈ニ候得共、

④以來急度心底相改家業出精仕聊も心得透

等之儀不仕心底ニ候へハ、此度之儀者御穩便ニ御済

可被成下段被仰聞之趣難有奉承知候、⑤以來

之儀者急度心底相改聊も心得透之儀不仕、村

役人衆・親類・五人組中々申聞之儀者相背申問敷、

家業専一二出精可仕候間、此度之儀者何卒御用捨

被成下候様奉願上候、⑥若此上心得透等之儀御座候ハ、

如何躰之御咎被仰付候而も申分毛頭無御座候、
依之義定一札奉指上候、以上

天保八年酉十二月十七日

鳴村
佐吉^印

⑦右之通義定一札為仕差上申候、尚親類・五人組
共今も得与申聞、以來聊も心得透之儀無之様
家業出精為仕、佐吉身上之儀者私共御請合
申上、⑧若此後心得透之儀御座候ハ、早速御届
可申上候間、此度之儀者御用捨被成下候様於
私共も奉願上候、依之加判印形仕候、以上

鳴村左吉伯父

徳太郎^印

右同人親類惣代

その浦 為吉^印

右同人五人組惣代

五平^印

右同断

伴助^印

⑨右之通義定一札出候ニ付指上申候、以上

鳴村肝煎

源兵衛^印

瀬戸又次郎殿

(し一二三)

〔読み下し文〕

① 指し上げ奉る義定一札之事

私儀元来家業疎かにて(而)親類中より(分)毎々異見(意見)に合(逢)い候え(得)ども(共)受用仕らず(不)、剩え所持之家并に着類・諸道具等

(迄)売り払い、忝人之親は(者)親類之厄介に致させ、家内之

者共へは日々之飯料等も与え(当へ)申さず甚だ不埒之致し方

に付き、②此度親類・五人組中より義絶御断り申し上げ候由にて、

③私御呼び出し之上、如何相心得右体家業疎かに致し候

儀に候哉、甚だ不埒に付き急度答申し付け可き筈に候えども、

④以来急度心底相改め家業出精仕り聊も心得違

等之儀仕らざ(不)る心底に候えば(へハ)、此度之儀は御穩便に御濟せ

成し下さる可き(可レ被_レ成下)段仰せ聞けられ(被_レ仰_レ聞)之趣有難く承知奉り候、⑤以来

之儀は急度心底相改め聊も心得違之儀仕らず、村

役人衆・親類・五人組中より申し聞け之儀は相背き申すまじく(間敷)、

家業專一に出精仕る可く候間、此度之儀は何卒御用捨

成し下され(被_レ成下)候様願ひ上げ奉り候、⑥若此上心得違等之儀御座候はば(ハ、)

如何体之御咎め仰せ付けられ(被_レ仰_レ付)候て(而)も申し分毛頭御座無く候、

之に依り義定一札指し上げ奉り候、以上

⑦右之通り義定一札仕らせ(為_レ仕)差し上げ申し候、尚親類・五人組

共よりも篤と（得与）申し聞け、以来聊も心得違ひ之儀之無き様
家業出精仕らせ、佐吉身上之儀は私共御請け合ひ

申し上げ、⑧若此後心得違ひ之儀御座候はば早速御届け

申し上ぐ可く候間、此度之儀は御用捨成し下され（被_レ成_下）候様

私共に於いても願ひ上げ奉り候、之に依り加判印形仕り候、以上

⑨右之通り義定一札出し候に付き指し上げ申し候、以上

〔文意例〕

① 差し上げ申す詫び状について

私は（佐吉は）以前から百姓仕事を怠けていましたので、親類の者たちから常々「異見」に「逢い」ましたけれども「受用」致しませんでした。そればかりか、所持している家や着物・家財道具などまで売り払い、（残った）ひとりの親は親類の厄介に致させ（致し）、家族の

者たちへは毎日の食事も与え申さず、甚だ不届きな致し方

でした。そこで、②この度親類・五人組たちから

（大庄屋に）「義絶」のお断りを申し上げたということです。そのため、

③私を（評定所が）お呼び出しになり（おっしゃるには、お前は）、

「どう思つて右のように百姓仕事をよろそかに致した

ことであるのか。たいへん不届きなので厳しく処罰を申し付けるのが当然なのだけでも、

④今後何としてでも「心底」に改め百姓仕事に精出しいたし、少しも心得違ひ

などのことはいたさないような「心底」であるならば、この度のごとは（評定所は）御穩便に御済ませ下さる（なさる）おつもりだ」とお言い聞かせになり、（私は）有難くお受けいたしました。⑤今後のごとは是非とも「心底」に改め少しでも心得違いのごとは致さず、村

役人衆・親類・五人組たちが（私に）申し聞かせたことは背き申さず、

百姓仕事第一に精出し致しますので、この度のごとは何卒御用捨

下さいます様に願ひ上げ申します。⑥もしこの上心得違い等のごとがございましたならば、

どのようなお咎めを御命じなさっても申し分は毛頭ございません。

これにより「義定一札」差し上げ申します、以上。

⑦右の通り「義定一札」を（佐吉に）書かせ（親類などが）差し上げ申します。なお、親類・五人組たちからも念を入れて申し聞かせ、今後いささかも心得違いのことがないよう

百姓仕事に精出したさせ、佐吉の「身上」のごとは私共が請け合ひ

申し上げます。⑧もしこの後心得違いのことが御座いましたならば早速（大庄屋・評定所に）お届け

申し上げますので、この度のごとは御用捨て下さいますよう、

私共からも願ひ上げ申します。このようなことで、「加判印形」をいたします。

⑨右の通り「義定一札」を出しましたので差し上げ申します。

〔語意・語法〕

①奉指上「奉」も「指上」も謙讓語で、二重の謙讓語。

主格（主語）佐吉を低めることで相手（評定所）を高め

る。義定一札之事「義定」は、合議して事を決定すること。

と。ここではその決定した内容。「一札」は一通の証文。

「義定一札」で、ここでは詫び状。「事」は「こと」で文を中止するような形で、文章の題目などとして用いる。何々についてという意を表わす。私儀「私儀」としながら、本人佐吉ではなく、親類・五人組や肝煎の視点からする文章になっている。「儀」は、自分、または自分の側を示す名詞に付いて「こと」「…に關して」の意を表わす。謙讓の意を添える。元来家業疎「元来」「疎」は親類等からの判断。「家業」は「家」としての生業。ここでは百姓としての生業、耕作。親類中右「中」はその範囲内であること、また、その範囲全部であることを表わす。「中」は「よ」と「り」の合字。毎々その度その度。いつもいつも。常々。異見二逢候得共受用不仕「異見」は送り手側の語（異見を致す・申す・加える、異見に及ぶ等々）のようで、受け手が使った事例を見出せない。「受用」も同様。「逢」も含め、この表現では当事者佐吉が詫びていると読み取ることはできない。項冒頭の解説で述べたように、恐らく義絶状の表現、例えば「異見致シ候得共受用不仕」ではふさわしくないと親類等は思ったものの、「致シ」を「逢」に代えることしか思い浮か

ばなかったといったところか。なお「異見」は意見。「逢」は、ある現象や事件などに出合う。「候得共」は、「候う」さうらの已然形「候へ」の「へ」に当て字「得」えを使つたもの。「共」は「ども」の当て字。「ども」は、接続助詞。活用語の已然形を受ける。逆接の確定条件を表わす。けれども。「受用」は、受け入れて用いること。「仕」は補助動詞として、動作性の名詞（ここでは「受用」）に付き、話し手（佐吉）が聞き手（評定所）に対してへりくだる自卑・丁重の表現として（「物事を」する・なす）の意に用いる。「致」より敬意が重い。剩所持之家并着類・諸道具等辻賣拂「剩」には書き手の親類等からする批判が入り込んでいる。「諸道具等売払」とは異なり、「辻」を入れることで、ここにも親類等の判断が加わっている。なお、売り払ったものは田畑を含んでいないのだから、佐吉は田畑を所持してはいなかったのだろう。吾人之親ふたりの親の内ひとり親類預けにしたということではなく、存命であった親一人のこと。厄介他家に寄食すること。致させ「せ」は使役。佐吉ではなく外からの、親類等の視点で述べている。「私儀」なのだから「致し」

とすべき。「致」は他動詞。本来、佐吉のへりくだった表現。親類の視点になっているため、目下の者に重々しく言う表現になっている。飯料等も「飯料」は食費。あるいは、めしの材料。ここでは「食事」。「も」は親類等からの批判。當へ不申「當へ」は「与え」の当て字。「申」は補助動詞。動詞の連用形（「當へ」に付いて（「當へ不申」、相手（評定所）に対し話者（佐助）が改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。甚夕不埒之致方二付「甚夕不埒」は親類等からの批判。佐吉の表現ではない。「二付」とすることで、佐吉の詫び言であるはずの①は②に結びつき、「義絶御断申上候」の理由説明となってしまう。せめて、「不埒之致方二御座候」として、文章をいったん切るべきであった。つまり①②は義絶状の引用なのである。文章が佐吉ではなく、親類等の視点で書かれているのも当然といえよう。「致方」は、親類等の視点になってしまっている。

②五人組 五戸程度の百姓を一組とし、連帯責任や相互扶助を目的とした。義絶 親族の関係を絶つこと。たとえば、佐助のような「不埒」な人物はこの先悪事に手を

染めるかも知れず、その時、親類・五人組等が処罰に連座させられる可能性がある。それを避けるために前もって義絶を願ひ出る。御断申上候由二而 ここでは親類・五人組が佐吉の「義絶御断」を庄屋を通じ大庄屋へ届け出た。その動きについては佐吉の与り知らぬところで行われたのだから、「由二而」という佐吉にとっての伝聞の形にしている。「御断」は届け出て許可を得る。「申上」は、目上の人（ここでは大庄屋瀬戸氏）に対して（親類・五人組中が）、ある行為をする。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表わす体言（ここでは「御断」の下に付けて、その行為の対象を敬う。

③御呼出 この「義定一札」の形式からすれば、大庄屋が佐吉を呼び出し、取り調べたことになる。ただ、④末に「仰聞」とあり、「仰聞」は勘定奉行あるいは老中に対して使う語だから、この表現が正確ならば、佐吉は評定所に呼ばれ勘定奉行あるいは勘定所役人の調べを受けたことになる。「仰聞」直前の「此度之儀者御穩便二御済可被成下段被仰聞」も評定所からの申し渡しにふさわしい文言か。如何相心得…④…仰聞之趣 評定所の取り

調べ・説論の内容。そのうち、「如何相心得…④…此度之儀者」までが、評定所から渡されたであろう書面の表現をそのまま写したと思われる直接話法。「相」は語調を整える語。右躰「躰」は物の形。また、物事の有様様子。致候儀二候哉「致したことであるのか」「致候哉（致したのか）でよいのだが、「儀（二候）」（こと（である）をいれることで格式ばった表現にしている。「致」は、他動詞。評定所が佐吉に重々しく言う表現。「儀」は、「こと」「…のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「儀（義）」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。この「一札」では「儀」を多く使っていて、③で一か所、④で一行に二か所、⑤は三行に四か所、⑥が一か所、⑦では二か所、⑧で二か所出てくる。「哉」は、ここでは疑問。急度 厳しく。可申付筈「可」は話者の意志を表す助動詞。文脈により意志の強弱の度合いが異なる。ここでは評定所のやや強めの意志。「当然である」。評定所の直接話法をとっているため、評定所の行為であるものの、敬語「被」を入れた「可被申付」とはしていない。「筈」は道理、理屈、筋道、予定、手筈。

④以来 現在を起点にしている。「今より後ずっと」。急度はが非でも。心底「しんそこ・しんてい」。「心底二」がよいか。「心底」は、心のおくそこ。偽りや飾りのない、まったくの本心。こころね。まごころ。出精仕「仕」は補助動詞として、動作性の名詞（ここでは「出精」に付き、下位者に対する重々しい、やや尊大な表現として「（物事を）する・なす」の意に用いる。ここでは評定所の直接話法の中で、評定所が自分の行為ではなく、相手の佐吉がする「出精」に「仕」を使っている。「出精」は精を出すこと。励みつとめること。心得透等之儀 不仕「心得透」は心得を誤ること。道理にはずれた行為や考え方をすること。「仕」は他動詞。「する」「行なう」を、ここでは評定所が目下の者（佐吉）に重々しく言う表現。これも評定所の直接話法の中で、佐吉に対して「仕」を使っている。心底二候へハ「候へハ」は順接の確定条件（「…ので」「…から」）だが、ここでは順接の仮定条件「候ハ、」と同義に使われている。「…ならば」。此度之儀①の佐吉の不始末。御穩便二御済可被成下段 評定所の判断。評定所からの書面を引用しつつも、佐吉の側

からみた表現に書き換えている。本来は、「穏便二済可申候」のような表現だろう。「御」はいずれも評定所の行為に対する敬語。「可」は話者、ここでは評定所の意志。「つもりである」。「被」は評定所への敬語表現。「被成下」は補助動詞。動作を表わす語句（「御済」）につく。「被成下」で「なさってくださいさる」。「段」は「こと」。「被成下」の意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは③のはじめ、「如何相心得」から④「御済可被成下」まで。取り調べから説論までのすべて。被仰聞之趣「被」「仰聞」ともに評定所への敬語。二重敬語。「（私に）お言い聞かせになり」。受身ではない。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。奉承知「承知」の語はへりくだった意味合いに欠けるのか、命令に対して「奉承知」とする事例はほかにない。

ちで丁重にいう。村役人衆 庄屋 肝煎等。申聞（佐吉に）申し聞かせる。専一 第一であること。随一であること。出精可仕「可」は話者、ここでは佐吉の強い決意。「仕」は、補助動詞。「出精」に付き、相手（評定所）に対してへりくだる表現。御用捨被成下候様奉願上候「御用捨可被成下候」のこと。主格（佐吉）の意志「可」は強意となるためこれを弱め、また、ていねいな表現にしたもの。「被」は評定所への敬語。「被成下」は「御用捨」に付く補助動詞。

⑤以来…奉願上候「以来…出精可仕候」は④「以来…心底二候」に、「此度之儀者…奉願上候」は④「此度之儀者…御済可被成下」に対応している。心底 こころも「心底二」がよいか。心得凌之儀不仕「仕」は他動詞。「する」「行なう」を、佐吉が相手（評定所）に対しへりくだる気持

⑥候ハ、（候^{さがる}）候^{さつち}ふの未然形「候は」に、接続助詞「、（ば）」を加えた表現。「ば」は、活用語の未然形に付いて、順接の仮定条件を表わす。…ならば。如何躰 どのような様子。どんな体。いかよう。どのよう。御咎被仰付候「被」は評定所への敬語。天保八年 一八三七年。嶋村 日高郡嶋村（御坊市島）。

⑦右之通…⑧…以上 伯父徳太郎以下による請け書き。
⑦右之通…御請合申上 ④「以来…心底二候」⑤「以来…出精可仕候」に対応している。為仕差上申候「為」は伯父等からの佐吉に対する使役。「仕」は他動詞。「する」

「行なう」を、ここでは伯父等が目下の者（佐吉）に、他者（ここでは評定所）に対しへりくだった動作を取らせる。補助動詞「申」は、「差上」に付く。相手（評定所）に対し話者（伯父等）が用いている。得与「篤与」。念を入れて。無之「之」は強調。出精為仕 補助動詞「仕」は「出精」に付く。ここでは伯父等が目下の者（佐吉）に、他者（ここでは評定所）に対しへりくだった動作を取らせる。身上「しんしょう」「しんじょう」。一身にかかわること。みのうえ。申上 自分（伯父等）の行為を表わす体言（ここでは「御請合」）の下に付けて、その行為の対象（評定所）を敬う。

⑧ 若此後…御届可申上候 ⑥ 「若此上…毛頭無御座候」に対応している。可申上候「可」は話者、ここでは伯父

3 養子再縁

縁付きについてです。いったん離縁した養子との復縁が叶ったため差し上げた、上富安村繁右衛門後家からの安政三年（一八五六）の一札です。つまり大庄屋には、

たちの強い意志。此度之儀者…奉願上候 ④ 「此度之儀者…御済可被成下」、⑤ 「此度之儀者…奉願上候」に対応している。御用捨被成下候様於私共も奉願上候 「御用捨可被成下候」を弱めた言い方。「御用捨」は評定所の行動。「被」は評定所への伯父等からの敬語。「被成下」は補助動詞。「奉」は伯父等の評定所への謙讓語。加判印形仕「加判」は、保証人として印を加える。「印形」は印を捺すこと。「仕」は、補助動詞。伯父等が評定所に対しへりくだった表現。その浦 日高郡蘭浦（御坊市蘭）。同断 同前。

⑨ 右之通…肝煎奥書。指上申「申」は「指上」に付いて（指上申）、相手（評定所）に対し話者（肝煎）が用いている。肝煎 庄屋の下役。

最初の養子取り、離縁、そして復縁と、三度も面倒をかけたのです。離縁はしたものの、他に養子の候補者もみつからず、家をつぶすわけにも行かず、自分も年を取っ

下札事

初年元年三月廿村松野乃方水派生机亦控
 将之入心所来村口勤而得代系上志
 子則夢語主後史楚乃亦後彼是之初今亦
 将亦中居年親在日元上自下人房知元右
 少教下今の大決天^②保保是乃又^③帆下今之
 在作局入内是^④請上常再局^⑤亦若乃亦下
 して居能之^⑥乃^⑦存^⑧む^⑨分^⑩件^⑪は^⑫各^⑬分^⑭社^⑮才^⑯情^⑰力
 包^⑱い^⑲中^⑳物^㉑流^㉒者^㉓凡^㉔し^㉕の^㉖元^㉗以^㉘年^㉙石^㉚中^㉛し^㉜不^㉝字^㉞其^㉟流^㊱之^㊲流
 情^㊳将^㊴之^㊵世^㊶是^㊷下^㊸可^㊹情^㊺是^㊻以^㊼不^㊽姓^㊾与^㊿一[㋀]之[㋁]乃[㋂]係[㋃]上[㋄]札

右とくは

之を打撃たれども

右

之を打撃たれども

之を

右の

之を

右の

之を

右の

之を

右の

之を

之を



てきたというような、様々な事情があったのかも知れませんが。大庄屋も三度目の手間であるものの、②「悴毘代藏へ入御念御諭被成下」と、復縁がうまくいくようにしていねいに対応しています。そこからすれば、離縁にいたつ

た原因は養子の側の問題が大きく、③「私身状二付色々之取沙汰も御座候」と、後家が自分にも過失があったように述べているのは、大庄屋に対して低姿勢に出ているだけなのかも知れません。

〔釈文〕

① 一札之事

一私義先年上富安村繁右衛門方江縁付候処相續之

悴無之、去ル戌春、村内勘兵衛悴毘代藏と申者養

子二貫請、其後夫繁右衛門死後彼是不和合二相成

悴毘代藏義親元江引取候二付、内々大庄屋御元江

御願申上候得共、②此度再縁仕度尚又御願申上候處、悴

毘代藏へ入御念御諭被成下、再縁之義御苦勞被成下

候段難有仕合ニ奉存候、③尤前件之仕合ニ付私身状二付

色々之取沙汰も御座候得共、以来右等之義無御座様急度相

慎悴毘世藏と中睦敷仕、百姓専一二可仕候、依之一札

差上申候、以上

上富安村繁右衛門後家

とよ印

安政三年辰四月十八日

親類早藤村

甚六印

右同断和佐村

与平^印

右同断上富安村

久次郎^印

右同断同村

弁藏^印

④右之通一札取差上申候、以上

上富安村庄屋

彦兵衛^印

(し三五九)

〔読み下し文〕

① 一札之事

一 私^{ひじつわたくし} 義先年上富安村繁右衛門方へ(え・江) 縁付き候処相統之

悴^こ之無く、去る戌春、村内勘兵衛悴喜代蔵と申す者養

子に貫^もい請^もけ、其後^{そのご}夫繁右衛門死後彼是不和合に相成^あり

悴喜代蔵義親元へ引き取り候に付き、内々大庄屋御元^{おんもと}へ

御願^{ごん}い申し上げ候え(得)共、②此度再縁^{このたび}仕り度く尚又御願^ない申し上げ候処、悴

喜代蔵へ御念^{ごん}を入れ御論^{ごん}し成し下され(被^な成下)、再縁^の之義御苦勞成し下され

候段有り難^{ごん}き仕合せに存じ奉^もり候、③尤も前件^{もつと}之仕合せに付き私身^{しん}状(身上)に付き

色々之取り沙汰^{ざた}も御座候え共、以来右等之義御座無^なき様急度^{きつと}相

慎^{しん}み悴喜世(代)蔵と中睦^{むつ}じく(敷)仕^せり、百姓^{ひやくしやう}專^{せん}一に仕^せる可^よく候、之に依^より一札

差し上げ申し候、以上

④右之通り一札取り差し上げ申し候、以上

〔文意例〕

① 「一札」について

一私のことですが、先年上富安村繁右衛門に縁付きましたが（百姓を）継ぐ

倅（子供）がいません。去る戊辰春、（上富安）村内勘兵衛倅喜代蔵と申す者を養

子にもらい受けました。その後夫繁右衛門死後（喜代蔵と）あれこれ「不和合」になり

倅喜代蔵は親元へ引き取り（引き取らせ）ましたので、内々に大庄屋元へ

お願い申し上げました。ところで、②このたび再縁いたしたく、なおまたお願い申し上げましたところ、倅

喜代蔵に御念を入れて御諭し下され、再縁について御苦労下され

た件について有り難き仕合わせに存じます。③もつとも前回のやり方については私の身の上について

いろいろの取りざたもございますけれども、今後はそのようなことの御座いせんようにきつと

つつしみ、倅喜代蔵と仲むつまじくいたし、百姓仕事第一にいたします。そういうことで一札

差し上げ申します。以上

④右の通り一札を（後家等から）取り、差し上げ申します。以上

〔語意・語法〕

①「一札之事」「一札」は、一通の書状、証文。一「一」は、「ひ」とつ書き」といい、簡条書きそれぞれの冒頭に置く。「二」

以下はない。本文はそこから一字下げて記していく。一

項目しか書かない場合でも慣習として置くことがある。

上富安村 日高郡上富安村（御坊市湯川町富安）。無之「な

し（無）」を強調するという語。去ル戌「戌」は、嘉永三

年（一八五〇）。不和合互いの仲がよくないこと。また、

そのさま。引取引き取らせ。大庄屋御元「元」は、居所

その人の身のまわり。その人の息のかかる範囲。御願申

上「申上」は、目上の人（大庄屋）に対して、（後家等が）

ある行為をする。多く、「お」や「御」の付いた自分の

行為を表わす体言の下に付けて、その行為の対象を敬う。

候得共「（候う）候ふ」の已然形「候へ」の「へ」に当

て字「得」を使ったもの。「共」は「ども」の当て字。「ど

も」は、接続助詞。活用語の已然形を受ける。逆接の確

4 送り遣わし度く

次も縁付きです。藤井村大工新兵衛の所に嫁いでいたせんが離縁され、母親である下野口村柳蔵後家の元へ戻されてきました。折り合いが悪かったというのではなく、

定条件を表わす。けれども。

②再縁仕度「再縁」は復縁。「仕」は、「再縁」に付く補助動詞。後家と、らが大庄屋に対しへり下った表現として用いる。御諭被成下「被」は大庄屋に対する敬語。「被成下」は「御諭」に付く補助動詞。

③前件 ここでは最初に養子にもらい受けていた際。仕合物事のやり方、または、いきさつ。事の次第。始末。身状「身上」か。急度確固としていてゆるみがないさま。

きびしく。嚴重に。きっぱり。きちんと。中睦敷仕「仕」は自動詞。「敷」は「しく」の当て字。可仕「可」は話者（後家等）の意志を表す助動詞。「仕」は他動詞。安政三年 一八五六年。早藤村「はいくず」。日高郡早藤村（日高川町早藤）。和佐村 日高郡和佐村（日高川町和佐）。

貧しい新兵衛がせんを養えなかつたためらしいのです。後家の家も食べるに困るほどなので、どうせ死ぬなら戻りたいとせんがいうのでかなえてほしいという、後

乃思此亦欲之也

① 一初得也之也

乃得村古之新意所

事自月而為分七之新意之方分

② 其之不遠也

上之乃也七之也

③ 其乃也新也

今之休也也

新義河の邊に甚甲茂年ぬか河津
 川邊野々川下川宮の太く坂之
 川尻坂之の如き之類を以て今も
 信之乃忠遊子歌と云ふ事
 子八月 川村親光
 後之
 七
 右之邊歌也



言所行乃字之形也及乎如也之字乃所行也
書所行也

如也之字

如也



乃所行也

乃所



如也之字

如也之字乃所行也及乎如也之字乃所行也
書所行也



家からの二度目の願い書きです。でもこれはおかしな話
 なのです。それでは願いをかなえてやろうとはいかない
 からです。復縁願いとよりよりは、形を変えた（百姓同
 士の）救い合い願いだったのではないでしょうか。

そのためでしょうか。「初發願書」の内容は分かりま

せんが、通常の復縁であれば大庄屋の対応ですむものを、
 この「追願」は関係書面とまとめて日高郡代官に送って
 います。大庄屋としての対応を越える扱いが必要な願
 だったと考えられます。

この願いの本文は奥書と字体が異なっていますので後

家が親類が書いたものようですが、言葉の使い方に慣れていない箇所がいくつもみられます。表題の「追」、①「新兵衛所へ縁付」、②「右願通り于今御沙汰」「御沙

汰も無御座候」③「私義、親子三人」「及渴命二」（方言か）「貢キ被呉候」「暮方仕候」「難行届」⑤「送り遣申」について、「語意・語法」を参照して下さい。

〔釈文〕

① 乍恐追奉願上御事

一私悴せんと申者、去ル八ヶ年已前

藤井村大工新兵衛所へ縁付御座候処、

當四月不存寄右新兵衛方々戻シ来り、

② 夫ニ付先達而委細書附ヲ以御願奉

申上候得共、右願通り于今御沙汰も

無御座、③ 難法之私義、親子三人及渴

命ニ候儀ニ而、毎々親類并隣家分

飯料等貢キ被呉候而是迄ハケ成ニ

日々暮方仕候得共、長々之儀、是以

難行届取早必至と指詰り、千万

難儀・迷惑仕、④ 右之仕合ニ付せん儀、

渴死仕候ハ、藤井村新兵衛所ニ而相果

申度候間同人方へ連参り呉候様強而

申儀ニ御座候、⑤就而ハ私共親子俱ニ渴命仕候義ニ御座候間、せん存念之通り

新兵衛所へ送り遣申度奉存候、何卒

御慈悲之御了簡ヲ以右之段宜

御取扱被為成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、依之乍恐追奉願上候、已上

下野口村柳藏

後家^印

子八月

同村親類

七兵衛^印

⑥右之通追願出候ニ付指上申候、願之通相逺無御座候間早々御取扱被成遣被下候様仕度奉存候、以上

下野口村庄屋

九郎兵衛^印

同村肝煎

忠七^印

瀬戸又次郎殿

⑦右之通追願書出候ニ付、初發願書并掛り之者共札書三通共御達申上候、右者御了簡被仰付被下候様仕度奉存候、以上

天田組大庄屋

平田甚之右衛門様

瀬戸又次郎^⑩

(し三三八)

〔読み下し文〕

① 恐れ乍ら追つて願ひ上げ奉る御事^{おんこと}

一私悴^{ひじつ}せんと申す者、去る八か年已前(以前)

藤井村大工新兵衛所へ縁付き御座候処、

当四月存じ寄らず(不^ず)右新兵衛方より(今)戻し来り、

② 夫^{それ}に付き先達つて(而)委細書附けを以つて御願ひ

申し上げ奉り候え(得^{ども})共、右願ひ通り今に(于^に)御沙汰も

御座無く、③ 難^の洪之私義、親子三人渴

命に及び候儀にて、毎々親類并に隣家より

飯料等貢ぎくれられ(被^れ呉^れ)候て是迄はかなり(ケ成)に

日々暮し方仕り候え共、長々之儀、是以つて

行き届き難く最早必至と指詰り、^{せんばん}千万

難儀・迷惑仕り、④ 右之仕合せに付きせん儀、

渴死仕り候はば(ハ、)藤井村新兵衛所にて相果て

申し度く候間同人方へ連れ参りくれ候様強て

申す儀に御座候、⑤就ては私共親子俱ともに渴命仕り候義に御座候間、せん存念之通り

新兵衛所へ送り遣し申し度く存じ奉り候、何卒

御慈悲之御了簡ごを以つて右之段宜よろしく

御取り扱い成し下せられ（被^{られ}為^せ成^な下^{くだ}）候はば有り難き仕合せに存じ奉り候、
これこれに依り恐れ乍ら追つて願願い上げ奉り候、以上

⑥右の之通り追願出し候に付き指し上げ申し候、願願い之通り相違

御座無く候間早々御取り扱い成し遣れわされ下され（被^れ成^な遣^{つか}） 被^れ下くだ）候様仕り度く
存じ奉り候、以上

⑦右之通り追願書ついがんがき出し候いに付き、初発願ついでい書き并に

掛り之者共糺し書き三通共御達し申し上げ候、右は（者）

御了簡仰せ付けられ下され（被^{られ}仰^お付^せ） 被^れ下くだ）候様仕り度く存じ奉り候、以上

〔文意例〕

① 恐れながら追つて願願い上げ申す御事おんごとについて

一私の忝はづ（娘）でせんと申す者もののことですが、去る八年以前に

藤井村の大王新兵衛の所へ縁付きましたが、

今年四月に思いもよらず（新兵衛はせんを）右の新兵衛の所から戻してきました。

②そのことについて先達つて委細を書付かにしてお願願い

申し上げましたけれども、いまだに右の願い通りの御沙汰も

ございません。③貧しい私のことですが、親子三人飢え

死にしていまいますので、常々親類や隣近所から

食べ物恵んでおくれになりました。これまでは何とか

日々の暮らし方をいたしましたけれども、長々のこと、これはもう

行き届きがたく、最早必ず差し詰まり、全く

難儀・困窮いたします。④右の次第でして、せんは、

渴死いたしますならば藤井村の新兵衛の所で死に

申したいので、同人の元へ連れ参ってくれる様、強いて

申すことで御座います。⑤ついでには、私共親子ともに

飢え死にいたすことで御座いますので、せん、の思い通りに

新兵衛の所へ送ってやり申したく思います。なにとぞ

御慈悲にあふれたお取り計らいで右の段をよろしく

お取り扱ひ下さいますならば有り難き仕合わせに存じ申します。

そういうことで恐れながら追って願ひ上げ申します。以上

⑥右の通り追願を出しましたので差し上げ申します。願ひの通り相違

ございませんので、早々お取り扱ひをしておやりになって下さいますようにいたしたいと

存じ申します。以上

⑦右の通り追願書きを出しましたので最初の願ひ書きならびに

掛かりの者共が事情を説明した書面（および、この願い書きを加えた合計）

三通をお届け申し上げます。これについて

お取り計らいを仰せ付け下さいますようにいたしたいと存じ申します。以上

〔語意・語法〕

① 乍恐 願い出の際の定型句。恐れ多いことですが。追奉願上 ⑤にも同じ表現がある。「追」は「追って」と読ませたのか。それにしても①⑤ともに「而」がないのが気掛かりであり、実際「追」一字だけで「追而」と読ませた事例もこれまでに見出せない。⑥⑦にならって、「追」としたとも思えないのだが。「奉」は補助動詞として用いる。動詞（ここでは「願上」）に付いて、その動作の対象（藩）を敬う謙讓表現を作る。∴申し上げる。御事「こと」で文を中止するような形で、文章の題目などとして用いる。何々についてという意を表わす。「御」はそのでない形。一「一」は、「ひとつ書き」といい、簡条書きそれぞれの冒頭に置く。「二」以下はない。私忝せん「忝」は男女ともに使う。当主から書き起こす必要があるため、「下野口村せん」とは書けず「私忝せん」

となる。藤井村 日高郡藤井村（御坊市藤田町藤井）。新兵衛所「新兵衛方」とすべきか。新兵衛家に縁付いたのだから、「所」では場所の意味合いが強くなる。不存寄 思いも寄らず。新兵衛方 方戻シ来リ「方」は、ある一方の側、またそれに属する人たちを表わす。

② 御願奉申上候「申上」は、目上の人（ここでは藩）に對して、ある行為をする。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表わす体言（ここでは「御願」）の下に付けて、その行為の対象を敬う。候得共（候う）候ふの已然形「候へ」の「へ」に当て字「得」を使ったもの。「共」は「ども」の当て字。「ども」は、接続助詞。活用語の已然形を受ける。逆接の確定条件を表わす。けれども。右願通り于今御沙汰も無御座「于今右願通り之御沙汰も無御座」のこと。ただ、庶民が藩に対して自分の「願

通り」であることを求めたり、藩の「御沙汰も無御座」という乱暴な表現をしたりはしないものだろう。「願出候得共、于今御沙汰被仰付候事も無御座」あたりか。「于今」は、過去から続いて今に至るまで。今になってもなお。いまだに。「沙汰」は、指示。判断。

③**難渋之私義**「私義、難渋二付」であろう。「義(儀)」は、自分、または自分の側を示す名詞に付いて「こと」「：」に関して」の意を表わす。謙讓の意を添える。**親子三人**、**せん**以外にもう一人倅がいる。**及渴命二候儀**「渴命」は、飢えやかわきのために命があぶなくなること。「渴命に及ぶ」は、『方言』生計が立たない。餓死する(和歌山市)。「儀」は、「こと」。「：のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「儀(義)」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。**貢キ**「貢」は、特に、生活のめんどうをみる。財物を供給して人を助ける。しおくる。**被呉**「呉」は文章語に使うことのないぞんざいな言い方で、尊敬語の「被」を付けるにふさわしくない。「親類并隣家」の行為なのだから、敬語なしの「貢キ呉」で十分。**暮方仕候得共**「方」は、語素。それをする事。

「暮らし」でよさそうなものを、「暮方」とすれば意味内容が違ってくるように思う。しかも、「暮方」は、動詞(暮らす)の連用形に語素である「方」を加えたもので、「暮方」を名詞というには「暮」と「方」の結びつきが弱い。補助動詞である「仕」につなげる名詞とするには違和感がある。「渡世仕」ならばよいのだろうか。この願いでも、「迷惑仕」「渴死仕」「渴命仕」と、漢語名詞とともに使われている。ここは「是迄ハケ成二日々暮し候得共」で十分ではないのか。「仕」は、補助動詞。「暮方」に付き、話し手(柳蔵後家等)が聞き手(大庄屋・代官)に対してへりくだる自卑・丁重の表現として「(物事を)する・なす」の意に用いる。**長々**副詞。時間が長くたっているさまを表わす語。長い間。**是以**「以」は強意。これはもう。これはなかなか。どうして。**難行届**「親類并隣家」からみて「難行届」ので、後家等からならば「難相足」「難相続き」か。**千万**はなはだ。きわめて。全く。**迷惑**どうしてよいかわからないで途方にくれること。困窮すること。とまどうこと。また、そのさま。

④**仕合物事のやり方**、または、いきさつ。事の次第。始末。

渴死 水分をとることができないため、体内の水分が不足して死ぬこと。ここでは渴命と同義。候ハ、「(候)う候ふ」の未然形「候は」に、接続助詞「、(ば)」を加えた表現。「ば」は、活用語の未然形に付いて、順接の仮定条件を表わす。…ならば。相果申「相」は、語調を整えたり、語勢を添えたりする。「申」は補助動詞。動詞の連用形(ここでは「果」)に付いて(果申)、相手(藩)に対し話者(柳藏後家等)が改まった気持ちで丁寧にも、また、堅苦しく言うのに用いる。連参り「参」は、「行く先」を敬う性質が失せ、丁寧・莊重にいうのに用いられるようになったもの。多く、對話敬語として用いる。主として、自己側の者、また、敬う必要のない一般的なものの「行く」「来る」を、聞き手に対し、へりくだる気持ちをおこめて丁寧という。言い方を改まりかしまつたものにする。

⑤私共「共」は自称の代名詞、または自分の身内の者を表わす名詞に付けて、単数・複数にかかわらず、謙遜した表現として用いる。送り遣申「遣」は他動詞「送り」に付き、補助動詞的に用い、尊大な気持ちをこめて、「…

してやる」の意を表わす。「申」は補助動詞「遣」に付いた補助動詞。相手に対し話者が改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。こうした、相反する意味の補助動詞を重ねる言い方は通常しない。「送り遣」か「送り申」、他動詞としての「遣」を使うなら「遣申」かにすべきだった。例えば、わずかに使われる「楯右衛門方へ受取証文遣申候」(岡本家ア七八)の「遣」は他動詞、「申」が補助動詞。この言い方がされることから、間違つて補助動詞「遣」+補助動詞「申」の表現を使つてしまったものと思われる。無数に使われる「申遣」の「申」も他動詞、「遣」が補助動詞。【訂正】『古文書徹底解説 紀州の歴史 第五集 表方願い出で候節は彼是面倒』五六頁⑤「以来右様之儀無之様書付二而茂申付、何重二茂穩に双方致納得候様取扱致し可被遣申候」の「語意・語法」六八頁下段「可被遣申候」は「遣」の使い方を取り違えています(「遣」を補助動詞的な使い方とみて「可被遣申候」と読んでいます)。語順はこのまま、読みは「可被遣申候」。「可：候」「被」

「申」の説明は間違つていませんが、「遣」は、他動詞。

物などを他へおやりになる。目的語は前に出る「書付」。岡本氏が伊作・三人の親に対して「書付」を「遣」わす。「遣」にていねい語の「申」が付き、「遣申」に敬語の「被」がついた形です。「：双方納得のいくよう仲裁いたし（書付を伊作・三人の親に）おやりになる（渡してやる）ように」となります。これにしたがい、六三頁の「読み下し文」と六五頁の「文意例」の該当箇所も訂正しなければなりません。了簡とりはからい。処置。右之段「段」は「こと」。「：のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは、文冒頭から「右之段」まで。御取扱被為成下候「被」も「為」も尊敬を表わす助動詞。二重の敬語。「被（為）成下」は「御取扱」に付く補助動詞。「なさつてくださる」。候ハ、「何卒」にしたのだから「被為成下候」で文章をおさめなければいけないのに、「何卒」を忘れて「候ハ、」としてしまったために、「何卒」とのつながりが悪い。下野口村 日高郡下野口村（御坊市野口）。後家 夫に死別した女性。また、夫の死後、その家を守っている寡婦。ここでは「柳藏後家」は当主となっているものと思われる。

⑥指上申「申」は補助動詞。「指上」に付いて（指上申）、相手（大庄屋）に対し話者（庄屋等）が用いている。御取扱被成遣被下候様仕度奉存候「御取扱被成遣可被下候」のこと。主格（庄屋等）の意志「可」は強意となるためこれを弱め、婉曲的な話法（遠回しな言い方）として、要求の体さえ取り去り、ただつぶやいてみせる形。「して下さるよう望んでおります」。「被」は両方とも藩の「成遣」「下」に対する庄屋等からの敬語表現。「被成遣」は「御取扱」に付く補助動詞「被成」に、補助動詞的に用いた「遣」（尊大な気持ちをごめて、「：してやる」の意を表わす）を加えた語。後家等に対してやってくれと庄屋等が大庄屋・代官に願う。「被下」は「被成遣」に付く補助動詞。「仕」は他動詞。「する」「行なう」を、庄屋等が相手（大庄屋・代官）に対しへりくだる気持ちで丁寧にいう。「奉」は庄屋等の「存」についての、藩に対する謙讓表現。「存」も謙讓語。肝煎 庄屋の下役。

⑦初發願書②の「先達而委細書附」。掛り之者共糺書関係者に事情を聞いた書面か。御達申上「申上」は、目上の人（代官平田氏）に対して、（大庄屋が）ある行為を

する。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表わす体言の下に付けて、その行為の対象を敬う。被仰付被下候様仕度奉存候「被仰付可被下候」の婉曲的な話法。

「被」は両方とも大庄屋の藩に対する敬語。「被下」は

5 両親共大切にいたし

藩による孝子表彰を求めての願ひ書きです。領主の仁政政策の一環として諸国でも、紀州藩でも、孝行者等の奇特者表彰が行なわれました。願ひ書きは、藩の要求に応じて一斉に提出するのではなく、適宜村の庄屋や町の年寄が差し出すものでした。御上は仁政を施すべきだという考えが庶民の間にも定着していたといえましょう。

ただ、この庄屋次八の願ひについていえば、藩がこのままで表彰へ進むことはないはず。「差而何を角と可申上品者無御座候得共、見請候處、諸稼出精、猶又両親共大切にいたし随分仕へ宜敷様子ニ御座候」では、弥

「被仰付」に付く補助動詞。「仕」は他動詞。大庄屋が代官に対しへりくだる気持ちで丁重にいう。天田組大庄屋日高郡天田組一七か村を統轄する。平田甚之右衛門日高郡代官。

三兵衛がどのようにに孝行者であるのか具体的には分からないからです。「南紀忠孝略伝」(『南紀徳川史』七)は庄屋からの書き上げにもとづいて藩の表彰を受けた孝行者を記しています。そこには例えば、「源三郎自ら介抱し衣類の脱ぎ着せ髪結ふ事をも自ら之をなし、冬は裸身に寝所をあたまめて母を寝しめ」とあり、孝行の内容を詳しく記したからこそ藩の表彰に結びついたのです。この庄屋次八のような願ひでは、大庄屋は代官に上げるどころか、庄屋に差し戻したに違いありません。

平教之書

①

一、向村如仰、沙之集、
以、其、交、結、何、之、始、終、
有、年、之、名、病、也、
右、沙、之、集、
名、在、
其、
御、
之、
平、

③

②



〔积文〕

① 奉願上御事

一當村勘助伴弥三兵衛と申もの、元來難渋者ニ而

御座候處、繼母者始終病身ニ御座候、父勘助儀も

兩三年之間病氣ニ罷在候ニ付、難渋彌増ニ御座候、②然処

右弥三兵衛儀、差而何を角と可申上品者無御座候得共、

見請候處、諸稼出情^(精)、猶又両親共大切ニいたし随分

仕へ宜敷様子ニ御座候間、③御取扱振も御座候ハ、何卒

御慈悲之御了簡を以宜御取扱^(被為)為被成遣被下

候ハ、難有御儀ニ奉存候、依之私共今書付を以

奉願上候、右之段宜被仰上可被下候、以上

子七月

上野口村庄屋

次八^印

同村肝煎

周助^印

瀬戸又次郎殿

(し四一四一一)

〔読み下し文〕

① 願い上げ奉る御事^{おんこと}

一当村勘助^{ひとつ}恠^{やさん}弥三兵衛^{やさんべえ}と申すもの、元来難^{ひつ}法者^{はつしや}にて(二而)

御座候^{おんざ}処、継母^{けいぼ}は(者)始終病身に御座候、父勘助儀も

両、三年之間病氣に罷^かり在^いり候に付き、難^い洪^い彌^い増^いしに御座候、②然る^{しか}処

右弥三兵衛儀、差^さして何を角と申し上^かぐ可^かき品は御座無^{おんざ}く候^{まう}え(得)ども、

見^み請^うけ候^{まう}処、諸^{しよ}稼^うぎ出^い精^{せい}、猶^{なほ}又^{また}両^{りやう}親^{しん}共^{ども}大切^{たいせつ}にいたし随分

仕^しえ宜^{よろ}しき(敷)様子^{ようす}に御座候^{おんざ}間、③御^ご取^と扱^と扱^とい振^ふりも御座候^{おんざ}はば(ハ、)何^{なに}卒^{とぞ}

御慈悲^{おんじ}之^の御^ご了^{りやう}簡^{かん}を以^もて宜^{よろ}しく御^ご取^と扱^と扱^とい成^なし遣^{つか}わせられ(被^{われ}レ為^せニ成^な遣^{つか})下^{くだ}され(被^れレ下^{くだ})

候はば有り難き御儀に存じ奉り候、之に依り私共より（分）書付けを以て
願い上げ奉り候、右之段宜しく仰せ上げられ（被^{られ}仰^{おほせ}上^{あげ}）下さる可く（可^べ被^る下^{くだき}）候、以上

〔文意例〕

① 願い上げ申す御事^{おんこと}について

一 当村勘助忰弥三兵衛と申す者（のこと）ですが、元来貧しい者で

ございます。継母は始終病身でございます、父勘助も

二、三年の間病気にかかっていまして、貧困がますますひどくなっております。②ところが、

右弥三兵衛ですが、さしてあれこれ申し上げるほどの事柄は

ございませんけれども（特に素晴らしい点があるわけではない）、

見たところ、仕事には精を出し、さらに両親とも大切にいたし、ずいぶん

（両親に）仕えることがよろしい様子でございます。

③（孝行人表彰の）お取り扱いの慣習もございますならば、何卒

御慈悲の（あふれる）お取り計らいでよろしくお取り扱いをしておやりになって下さい

ましたならば、有難い御事と存じ申します。そういうことで私共より書付をもって

願い上げ申します。右の件を（藩に）よろしく仰せ上げになって下さいませう。以上

〔語意・語法〕

① 奉願上「奉」は補助動詞として用いる。動詞（願上）

に付いて、その動作の対象（大庄屋・代官）を敬う謙讓

表現を作る。：申し上げる。御事「事」は、「こと」で文を中止するような形で、文章の題目などとして用いる。何々についてという意を表わす。「ひとつ書き」といい、簡条書きそれぞれの冒頭に置く。「二」以下はない。當村 上野口村（御坊市野口）。勸助悴 当主から書き起さなければならぬため、「当村弥三兵衛」とは書けない。繼母 父の後妻。父勸助儀「儀」は、自分、または自分の側を示す名詞に付いて「こと」「：に關して」の意を表わす。謙讓の意を添える。罷在「罷」は接頭語的に用い、その複合した動詞（「在」）に、（大庄屋に対し庄屋等が）へりくだり丁寧にいう氣持を添えるもの。彌 増いよいよまさるさま。ますます多くなるさま。

② 何を角と「角」は代名詞「被」。何かと。いろいろと。あれやこれやと。可申上品「可」は話者、ここでは庄屋の意志。弱意意志。「品」は、物事の事情や理由。候得共「（候う）候ふ」の已然形「候へ」の「へ」に当て字「得」を使ったもの。「共」は接統助詞「ども」の当て字。「ども」は、活用語の已然形を受ける。逆接の確定条件を表わす。けれども。見請 見て、ある何ものかを判断をする。

見てとる。みとめる。両親共「共」は自称の代名詞、または自分の身内の者を表わす名詞に付けて、単数・複数にかかわらず、謙遜した表現として用いる。仕へ名詞。

③ 御取扱振「取扱」は、世話をする事。もてなすこと。接待。待遇。「振」は、行ないならわしているさま。しきたり。風俗。風習。習慣。ここでは、孝行人としての取り扱いの「振」。適宜藩が行なった、主に孝行人を褒め称える孝子表彰のこと。庄屋からの推薦によった。藩の行為だから「御」がつく。候ハ、「（候う）候ふ」の未然形「候は」に、接統助詞「、（ば）」を加えた表現。「、（ば）」は、活用語の未然形に付いて、順接の仮定条件を表わす。：ならば。文意からすれば「候へ者」（：から）が正しいが、へりくだった表現にしようとして「候ハ、」としたか。御了簡とりはからい。処置。御取扱被為成遣被下候ハ、「取扱」は「取扱振」の「取扱」と同義。ふたつの「被」も「為」も大庄屋に対する敬語。「被為成」は、補助動詞として用いる。「ご・お」を冠した動作性の語（御取扱）につく。「遣」は補助動詞的に用い、尊大な氣持ちをこめて、「：してやる」の意を表わす。「被下」は補

助動詞。「被為成遣」につく。「くださる」。「御取り扱いをしておやりになって下さいましたならば」。難有御儀二奉存候「儀」は「こと」。「奉」は「存」に付く補助動詞。庄屋の大庄屋に対する謙讓語。私共「共」は自称の代名詞、または自分の身内の者を表わす名詞に付けて、単数・複数にかかわらず、謙遜した表現として用いる。右之段「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範

6 他国旅人の病難を救う

これも藩による表彰についてです。弘化四年（一八四七）二月に日高郡小松原村医師玉置玄達が、奥州会津からの旅人三人を無報酬で治療してやったという話がありました。これについて藩からの褒賞を求める、翌嘉永元年（一八四八）十一月の大庄屋の願いです。

これより前もう一つの動きがありました。弘化元年七月、藩医としては最上位にある御匙医でしょうか、有馬涼及から、勘定奉行吟味役と思われる人物にあてて、この大庄屋からの願い書きとほとんど同じ文面の願い

囲を代用する語。ここでは、冒頭からすべて。宜被仰上可被下候「被」はいずれも大庄屋への敬語。その文中に話者（庄屋）の意志（望み）「可」が挿入されている。「被下」は補助動詞。動詞の連用形、ここでは「被仰上」につく。「くださる」。「藩に対して）おっしゃって下さいますように」。上野口村御坊市野口。肝煎庄屋の下役。

（し二九〇―四）が提出されました。これによれば、小松原村の医師玉置玄達は匙医の門人でした。門人がお褒めを受ければ師匠の誉れも高いという理由もあったのでしょう。

ところがこの匙医からの願い書きは、勘定奉行吟味役から日高郡代官を経由して大庄屋に送られました。そして代官からは、匙医の願い書き通りの書面を大庄屋が作って代官に渡すようにと申し聞かされたものと思われまます。この指示に従って申し立てたのがこの大庄屋願い

口上

① 一日予於小松東村西沙面立坐... ② 去未二月
 ③ 友人夜神... ④ 俄之拘謝... ⑤ 友人... ⑥ 予乃...

吾術お勵の川と申す物に成る意は仕は海津野也
少少級は申すより極佳物と申すは因なる也
十古と

中土月

丁卯年大正

濃戸又治



大毅八助梅

(下げ紙)

本文と申すは是れ就同若言す
浦目見画の先是也病狂仕南村言す成と浦組野也

書きなのです。その匙医願い書き写し(し二九〇一四)の袖にその事情が記してあります。「別紙御達(この大庄屋願い書き)之儀者左写(匙医願い書き)之通書面御渡、尚御申聞之品二付(代官の指示があったので)申立仕候儀ニ御座候」。

藩としてはお褒めを実行するにしても(あるいは匙医の申し出を拒否することはできないのかも知れませんが)、手続き上、百姓である浦組医師のお褒めは大庄屋から願い出る必要があつて、師匠といえども匙医が申し

〔釈文〕

① 口上

一日高郡小松原村医師玉置玄達と申者、兼而心得振

宜敷醫業能被相行候儀ニ御座候處、②去未二月

奥州会津大沼郡新屋敷新田町昆助・勝之助・清三郎

等右三人之旅人、小忝原村ニ而病氣指發り療治頼出、

③尤三人共疫邪ニ而、旅中之儀殊ニ難渋之様子ニ付、玄達

儀不拘謝儀施薬いたし遣シ、④日数廿日程療治仕候付、

三人共全快仕同村出立仕候由ニ御座候、⑤右之通玄達儀

出ることは筋違いなのです。大庄屋にとってはあずかり知らぬ話なのですが、瀬戸氏は忠実に文案を何回も練り上げています(し二九〇一・二)。この面倒な手続きを取ったのは、そういう理由があつたからなのです。

なお、その結果医師玉置玄達は御目見直支配(おめみえじきしはい)(藩主への御目見資格を持つ、勘定奉行支配下の在の医師)の格を与えられましたが、「見合ニ仕度」(見合わせたい)と瀬戸氏に断りを入れていきます(し二九〇一三)。

心得振宜、他國旅人之病難をも相救遣候段奇特

之儀と奉存候間、⑥乍恐御賞被仰付被下候ハ、彌

醫術相勵御引立ニ相成候御儀ニ愚意仕候、⑦宜御賢慮

御取扱被成遣被下候様仕度奉存候、仍而私内存御達

申上候、以上

天田組大庄屋

瀬戸又次郎⑧

申十一月

大藪八助様

(下げ紙)

⑧「本文玉置玄達儀、親同苗玄達者

御目見醫師ニ而先達而病死仕、當時玄達儀者浦組醫師ニ而御座候」

(し二九〇一五)

〔読み下し文〕

① 口上くちじょう

一日高郡小松原村医師玉置玄達げんたつと申す者、かねて(兼而)心得振ぶり

宜しく(敷)医業能く相行なわれ(被二相行一)候儀に御座候処、②去る未二月、

奥州会津大沼郡新屋敷新田町喜助・勝之助・清三郎

等右三人の旅人、小松原村にて病氣指し発り療治頼み出で、

③尤も三人共疫邪にて、旅中之儀、殊に難洪の様子に付き、玄達

儀、謝儀に拘わらず(不レ拘ニ 謝儀)施薬いたし遣し、④日数廿日程療治仕り候に付き、

三人とも全快作り、同村出立^{しゅつたつ}り候^{よし}由に御座候、⑤右之通り玄達儀、心得^{よろ}振り宜しく、他国旅人之病難をも相救い遣し候段奇特

之儀と存じ奉り候間、⑥恐れ乍^なら御賞^{おほめ}仰せ付けられ下され(被^{られ}二仰^{おほせ}付^{つけ}一被^れ下^{くだ})候はば(ハ)、彌^{いよ}

医術相^あ励み御引き立てに相成り候御儀に愚意^{ぐい}仕り候、⑦宜しく御賢慮^{けんりょ}の

御取り扱^あい成し遣^はわされ下され(被^れ二成^な遣^{つか}一被^れ下^{くだ})候様仕り度く存じ奉り候、仍^なつて私内^し存御達し

申^まし上げ候、以上

(下げ紙)

⑧「本文玉置玄達儀、親同^{しんどう}苗玄達は(者)

御目見^{おめみえ}医師にて先達^{せんたつ}つて病死^{びじ}仕り、当時玄達儀は浦組^{うらぐみ}医師にて御座候」

〔文意例〕

① 口上書き

一日高郡小松原村医師玉置玄達と申す者のことですが、かねてから「心得振り」がよろしく、医業もよく行なわれていることとございました。②去年^{ひつじどし}末年二月、

奥州会津大沼郡新屋敷新田町喜助・勝之助・清三郎

など右三人の旅人が、小松原村で病気にかかり治療を頼み出しました。

③ただし、三人とも疫病にかかっていましたが、旅の途中で大変貧しい様子でしたので、玄達は治療代は考えずに投薬^{ちやくやく}いたしてやりました。④日数二十日ほど治療いたしました、

三人とも全快いたし同村を出立いたしたということとございます。⑤この通り玄達は

「心得振り」よろしく、他国の旅人の病難をも救つてやるという件は「奇特」

のことに存じます。⑥恐れ多いことですが、(藩による)「御賞^{おほめ}」を仰せ付け下さればますます

医師に励む「御引立」になることと「愚意」いたします。⑦よろしく「御賢慮」の

お取り扱いをさせて頂いて下さいますようお願いいたしたく存じ申します。よって、私の「内存」をお達し

申し上げます。以上

(下げ紙)

⑧「本文の玉置玄達ですが、親の同苗(玉置)玄達は

御目見医師で、先達で病死いたしました。今の(当代の)玄達は浦組医師でございます」。

〔語意・語法〕

①口上「口上書き」(口頭で述べた内容を文章に書き留めたもの)の略。ただ、近世には口上ではなく文書が重要になり、文書での提出に重きが置かれていくが、表題にはかつての名残として、形式的に「口上」の文言が付け足されていることも多い。一「一」は、「ひとつ書き」といい、簡条書きそれぞれの冒頭に置く。「二」以下はない。本文はそこから一字下げて記していく。一項目しか書かない場合でも慣習として置くことがある。日高郡

小松原村 御坊市湯川町小松原。兼而かねてより。心得振「振」は、名詞や動詞の連用形に付いて、その物事の様子、状態の意を添える。醫業 病氣や傷の治療にたず

さわる職業。また、医者の仕事。被相行ここでの「被」

は自発。自発の用法は大変まれ。「相」は語調を整えたり、語勢を添えたりする。儀二「儀」は「こと」。「…のこと」

を意味する語はいくつかあるが、その中で「儀」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。

②去未 弘化四年未(一八四七)。大沼郡新屋敷新田町大沼郡会津美里町新屋敷新田(会津若松市の一〇キロほど西)。農閑期を利用しての熊野詣でか。清三郎等

「等」は、体言・形容詞連用形・副詞などを受け、漠然とさすことよって表現をやわらげる。複数ではない。指發り 差し起こる。ある状態が発生する。頼出 農民の

立場同士だから「頼」。目上に対しては「願」。

③三人共「共」は自称の代名詞、または自分の身内の者を表わす名詞に付けて、単数・複数にかかわらず、謙遜した表現として用いる。疫邪 疫病、流行病のことか。

旅中之儀殊二難渋之様子 沿道の人々からの支援・施しを期待できる参詣の旅ならば、さほどの金銭を持たずとも巡ることができ。玄達儀「儀」は、自分、または自分の側を示す名詞に付けて「こと」「：に關して」の意を表わす。謙讓の意を添える。謝儀 謝礼。施薬いたし遣シ「いたし」は補助動詞。「施薬」に付き、話し手（大庄屋）が聞き手（藩）に対してへりくだる自卑・丁重の表現として、「(物事を)する・なす」の意に用いる。「遣」は「いたし」に付き補助動詞的に、「三人之旅人」に対する尊大な気持ちをこめて、「：してやる」。

④療治仕「仕」は、「療治」に付く補助動詞。話し手（大庄屋）が聞き手（代官）に対してへりくだる自卑・丁重の表現として「(物事を)する・なす」の意に用いる。以下、「全快仕」「出立仕」の「仕」も補助動詞。出立仕候由「由」は、伝え聞いた事柄であることを示す。：とのこと。

⑤右之通：候段「段」は、「こと」の意味だが、述べてきたすべての内容をいう。ここでは、玄達が①心得がよいこと、②④旅人を救ったことを、⑤「右之通」以下でくりかえし述べてそれらを「段」につなげている。奇特数少ない、褒めるに値する様子。奉存「奉存」は「奉」も「存」も（ここでは藩に対する）謙讓語のため、二重の謙讓表現。

⑥御賞 藩による庶民の表彰。被仰付被下候「被」は、尊敬を表わす。他人（ここでは藩）の動作を表わす語（ここでは「仰付」「下」）に付いて、敬意を示す。「仰付」は藩に対して使う敬語。「被仰付」で二重の敬語。「被下」は「被仰付」に付く補助動詞。候ハ、「(候う)候ふ」の未然形「候は」に、接続助詞「(ば)」を加えた表現。「ば」は、活用語の未然形に付いて、順接の仮定条件を表わす。：ならば。引立 氣力を奮い立たせること。御儀 藩による「彌醫術相勵御引立ニ相成候」のことだから「御」の付いた「御儀」。愚意仕「愚意」は、自分の考えをへりくだっている。「仕」は、「愚意」に付く補助動詞。

⑦賢慮 相手、他人を敬って、その意見、思慮をいう語。

お考え。おほしめし。御取扱被成遣被下候様仕度奉存候
「御取扱被成遣可被下候」の婉曲話法。「御」は藩の行為
へのていねい表現。「被成遣」は「御取扱」に付く補助
動詞「被成」に、さらに、補助動詞的な「遣」（尊大な
気持ちをごめて、「…してやる」の意を表わす）を付け
た語。「なさつておやりになる」。「被下」は「被成遣」
に付く補助動詞。「くださる」。「仕」は他動詞。「する」「行
なう」を、相手（代官）に対しへりくだる気持ちで丁寧
にいう。「奉」は「存」に付く補助動詞。大庄屋から代
官への願いの形を取るため謙讓表現を使っている。内存
心の内で思うこと。内々で思うこと。内々の所存。願
いとするとき強くなるため、直前の婉曲話法とともに、大庄

7 夜分火を焚き酒食を用い

今度は問題となった出来事です。「はじめに」で、こ
の「口上」は、慶応三年（一八六七）四月、北塩屋浦で
起きた百姓一揆未遂事件を隠蔽し、責任を回避するため
に、酒盛りに仕立て上げた「詫び状」であると述べまし

屋のただのつぶやきの形をとっている。御達申上候「申
上」は、目上の人（ここでは日高郡代官大藪氏）に対し
て、ある行為をする。多く、「お」や「御」の付いた自
分の行為を表わす体言（ここでは「御達」）の下に付けて、
その行為の対象を敬う。天田組大庄屋 天田組は日高郡
の内一七か村。組を統轄するのが大庄屋。百姓の最高位。
申十一月 嘉永元年（一八四八）十一月。大藪八助 日高
郡代官。

⑧御目見醫師 医師の役義名。御目見資格を持った在の
医師。病死仕「仕」は「病死」に付く補助動詞。浦組醫
師 医師の役義名。浦組付属の医師。

た。一揆と酒盛りは間違えようがないのだから、一揆に
みえる酒盛りなどありえないこと、だから酒盛りの記述
は具体性を欠き、五人組頭三〇人の連印が必要となった
ことをみてきました。

此調身由言しとて

① 新元正行所時言ふ所亦自今昔合おは
夜分大之禁酒合を由ひと後程此言の
新元正行所時言ふ所亦自今昔合おは
② 身入の白後を相惚大指し寄合未
而おはるる時交りてあも幾重と云ひ捨て
如少く村中少く思取らぬに書付指し
中らぬと

(一段の連署と三段にした)

少彦原少彦

高彦

幸彦

文彦

若彦

羽彦

平彦

嘉彦

少彦

高彦

幸彦

文彦

若彦

羽彦

平彦

嘉彦

嘉彦

高彦

幸彦

文彦

若彦

羽彦

平彦

嘉彦

嘉彦

嘉彦

し、①「一言之申開も無御座奉恐入候」②「幾重二も御用捨可被成下候」と、謝りの言葉も簡単です。第二項「心底に相改め」⑤⑥の詫び方とは大きく異なります。

もつとも、問題は印形にもあります。村中五人組頭三〇人の連署なのですが、本文を書いた同じ人物が五人組頭全員の名前も書いています。印形をよくみて下さい。同じ印形が一〇個あるのです。一番目の甚兵衛と一七番目の藤七、これは上下逆です。五番目の羽右衛門

〔釈文〕

① 御調ニ付御答申上候口上

一私共儀此程分御時節を不弁自分寄合等仕

夜分火を焚酒食を用ひ候段粗御聞取

被成候ニ付、御調へニ付而者一言之申開も無御座

奉恐入候、②向後者相愼右様之寄合等決

而不仕候間、此度之義者幾重二も御用捨可被

成下候、仍之村中五人組頭印形取、書付指上

申候、以上

北塩屋浦五人組頭

甚兵衛⑤

と二七番目の善五兵衛、一〇番目の権七と二二番目の徳三郎、一一番目の定次郎と三〇番目の権四郎、一二番目の九兵衛と実に左隣の次三郎です。印がなければ通常は、指先に墨を塗って押す爪印で代替するものなのですが、手近にあった印形で作り上げ、三〇人の所に持ち回っていないことを示しています。いわれたから提出はするもの、納得していないようです。

同浦同断

幸三郎(印)
文次郎(印)
藤次郎(印)
羽右衛門(印)
平六(印)
嘉右衛門(印)
半助(印)
久兵衛(印)
権七(印)
定次郎(印)
九兵衛(印)
次三郎(印)
才市郎(印)
左衛門(印)
崑八(印)
藤七(印)
市左衛門(印)
崑三郎(印)
藤大夫(印)
平四郎(印)
德三郎(印)
傳六(印)

慶應三卯四月

儀助^印

源次郎^印

源右衛門^印

善五兵衛^印

六太夫^印

左七^印

権四郎^印

③右之通五人組印形取揃指上申候、向後村中氣
随寄合等決而致させ間敷候間、此度之儀ハ幾重ニも

御用捨被成遣候様於私共ニも奉願上候、以上

北塩屋浦肝煎

才兵衛^印

同浦同断

嘉助^印

同所庄屋

傳右衛門^印

瀬戸又次郎殿
(し五八五)

〔読み下し文〕

①御調べに付き御答え申し上げ候口上
ひとつどもこのほど
一私共儀此程より(ふ)御時節を弁えず(不)自分寄り合い等仕り

夜分火を焚き酒食を用い候段粗まし御聞き取り

成され(被_レ成)候に付き、御調べに付いては(而者)一言之申し開きも御座無く

恐れ入り奉り候、②向後は相慎み右様之寄り合い等決し

て仕らず候間、此度之義は幾重にも御用捨

成し下さる可く(可_レ被_二成下_一)候、之に仍り村中五人組頭印形取り、書き付け指し上げ

申し候、以上

③右之通り五人組印形取り揃え指し上げ申し候、向後村中氣
随寄り合い等決して致させ問じ(敷)候間、此度之儀は幾重にも

御用捨成し遣わされ(被_二成遣_一)候様私共に於いても願ひ上げ奉り候、以上

〔文意例〕

① お調べに付いてお答え申し上げます口上書き

一私共ですが、先日来御時節をわきまえずに自分(裁量の)寄合等をいたし、

夜分に火を焚き酒食をした件について、(大庄屋が)あらましお聞き取り

なさいましたが、お調べ(なされた「自分寄合等」の件)に関しては一言の申し開きもございませす

恐れ入ります。②今後は(身を)慎み右のような寄合等は決し

ていたしませんので、この度のことはかさねがさね御用捨

なさって下さい。そういうことで、村中の五人組頭の印形を取り、書き付けを差し上げ

申します。以上

③右の通り五人組（頭の）印形を取りそろえ差し上げ申します。今後村中で気ままな寄合等は決していたさませんので、この度のことはかさねがさね用捨をしておやりになりますよう、私共からも願ひ上げ申します。以上

〔語意・語法〕

①御調 本文の表現からして、大庄屋による「御調」だろう。御答申上「申上」は、他動詞。目上の人（大庄屋）に対して、ある行為をする。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表わす体言（「御答」）の下に付けて、その行為の対象を敬う。口上「口上書き」のこと。「ひ」とつ書き」といい、簡条書きそれぞれの冒頭に置く。私共儀「共」は自称の代名詞に付けて、謙遜した表現として用いる。「儀」は、自分を示す名詞に付いて「こと」：「…に関して」の意を表わす。謙讓の意を添える。此程方「方」が誤記でないとすれば、「先日來」となり、「自分寄合」は複数回行なったことになるのだが。御時節を不弁慶応三年（一八六七）で百姓一揆の頻発している時期をいつたのか。自分寄合等仕「仕」は他動詞。「する」「行なう」を、相手（大庄屋）に対しへりくだる気持ちで丁寧にいう。

火を焚^{かがりび} 篝火や調理のための焚火にすり替えた、その実、松明か。用ひ候段「段」は文頭から「用ひ候」までのこととで、文章としては短い、その内容は、「御聞取」で出たであろう、「自分寄合」のすべての流れを示している。御聞取被成「被」は他人の動作を表わす語「成」に付く尊敬を表わす助動詞。「被成」は「御」を冠した動作性の語「御聞取」に付く補助動詞。御調へ 大庄屋の御調べという行為自体でなく、御調べの対象となった「此程方御時節を不弁自分寄合等仕夜分火を焚酒食を用ひ候段」のこと。奉恐入「奉」は補助動詞として用いる。動詞（「恐入」）に付いて、その動作の対象（大庄屋）を敬う謙讓表現を作る。

②相愼「相」は、語調を整えたり、語勢を添えたりする。此度之義「義（儀）」は、「こと」。「…のこと」を意味す

る語はいくつかあるが、その中で「義（儀）」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。幾重二も何度もかさねて。特に、下に、わびる、願うの類の語がきて、その気持を強めていう。かさねがさね。御用捨可被成下候「可」は話者（五人組頭等）の意志を表す助動詞。ここでは弱い意志。大庄屋への望み。「被」は大庄屋への敬意を示す。「被成下」は「御用捨」に付く補助動詞。印形取③同様、「印形取揃」か。指上申「申」は補助動詞。動詞の連用形（「指上」）に付いて（指上申）、相手（大庄屋）に対し話者（五人組頭等）が改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。慶應三

8 御用物、使いの者取り落とし

これはうっかりとした出来事です。天田組の南に隣接する南谷組で、使いの者が御用物である絵図を落としてしまったというのです。落としたと思われる道筋で、これを拾った者がいないかどうか天田組でも村々に問い合わせ、その回答が集まってきました。落とし物の探索の

卯一八六七年。

③指上申「申」は肝煎等からの用法。氣随自分の気持、気分のままにふるまうこと。また、そのさま。氣まま。致させ「致」は他動詞。「させ」は肝煎等からする五人組頭等への使役。御用捨被成遣候様…奉願上候「御用捨可被成遣候」の「可」を弱める言い方。「被」は「成遣」について、肝煎等からの大庄屋への敬意を表わす。「遣」は補助動詞的に用い、「成」について（大庄屋が）尊大な気持ちをごめて、（五人組頭等に）「…してやる」の意を表わす。「被成遣」は「御用捨」に付く補助動詞。「奉」は、「願上」に付く補助動詞。

手順が分かります。

で、落とした御用物の絵図は見つかったのでしょうか。見付からなかった場合、使いの者はどうなったのでしょうか。

②
中野村の石川下へ交捨の石名
川下へ喜遊名を下りて

石川下

喜遊名

石川下


中野村の石川下

〔釈文〕

〔端裏書〕

尤絵圖之義也

當辰四月

南谷組ニ而御用物、使之者取落

候二付、拾候者有之候ハ、申出候様

村々へ相通候處、拾候者無之段 當組村々断書

① 口上覚

一南谷組風呂敷包、南塩屋今上野辻ニ

拾ひ候者有之候哉、村中相調べ有無共

書付差出候様、御返更之趣奉承知候、

②當村之内相調べ申候處、拾ひ候者無

御座候、仍之書附差上申候、以上

はまの瀬庄屋

辰四月

理左衛門印

瀬戸又次郎殿

(し五二九)

〔読み下し文〕

(端裏書)

尤ももつと絵図の之義也

当辰四月

南谷組にて(而)御用物、使い之者取り落し

候に付き、拾い候者之有これり候そつちはば(ハ、)申し出で候様

村々へ相通し候處、拾い候者之無き段 當組村々断り書き

① 口上覚え

一南谷組風呂敷包み、南塩屋より(夕)上野迄に

拾い候者之有これり候哉や、村中相調べ有無共

書き付け差し出し候様、御返事之趣承知奉り候、

②当村之内相調べ申し候処、拾い候者

御座無く候、之これに仍より書き付け差し上げ申し候、以上

〔文意例〕

〔端裏書〕

「」もつとも絵図のことである。
当辰年四月

南谷組で(藩)御用の品物を使いのが(道中に)取り落とし

たので、(それを)拾った者がいたならば申し出るように

村々へ通達したところ、拾った者はいないという一件(について) 当組村々(から届いた)断り書き(在中)「

① 口上覚え書き

一南谷組の(者が落としした)風呂敷包みについて、南塩屋から上野までの間で

拾った者があるかどうか、村中(の者)を調べ有無とも

書き付け(を)差し出すよう(との大庄屋からのご通知について)

お返事(をいたす) ことについては承知いたしました。

②当村の内を調べ申しましたところ拾った者は

ございません。そういうことで書き付けを差し上げ申します。以上

〔語意・語法〕

（端裏書）尤絵図「尤」としたのは、当初大庄屋自身も落とした物が何かを知らず、後日分かった時点で書き加えたためか。義也「義（儀）」は、「こと」。南谷組 天田組の南から東方の切目川上流にかけて（御坊市・印南町）。有之「之」は強調。候ハ、「（候う）候ふ」の未然形「候は」に、接統助詞「、（ば）」を加えた表現。「ば」は、活用語の未然形に付いて、順接の仮定条件を表わす。：ならば。相通「相」は、語調を整えたり、語勢を添えたりする。無之段「之」は強調。「段」は「こと」。「：」の「こと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは、村々からのすべての回答か。當組 大庄屋瀬戸氏が統轄する天田組。

①口上覚「口上」は、「口上書き」（口頭で述べることを文章に記したものの）の略。ただ、近世には口上ではなく文書が重要になり、表題にはかつての名残として、形式的に「口上」の文言が付け足されていることも多い。「覚」は、覚え書き。一「一」は、「ひとつ書き」といい、箇条書きそれぞれの冒頭に置く。南塩屋石上野 風呂敷包

みを落としたであろうと思われる南谷組の区間。南塩屋（御坊市塩屋町南塩屋）から熊野街道を南へ野島村（御坊市名田町野島）をはさんで上野（御坊市名田町上野）。候哉「哉」は、疑問の意を表わす。書付差出候様、御返之趣奉承知候（こゝは、文章表現に問題がある。「書付差出候様」と「御返之」がつながらず、さらに、「書付差出」は「御返之」のことである。また、「返事」はそれほど使われる語ではなく、平百姓同士、あるいは大庄屋同士で淡々と用いられる程度である。こゝもたとえれば、「書付差出候」と「趣奉承知候」か、「書付差出候様被申聞候二付奉承知候」とするならば意味はとりやすい。御返之趣「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かつていく意味。奉承知「奉」は補助動詞として用いる。動詞（承知）に付いて、その動作の対象（大庄屋）を敬う謙讓表現を作る。：申し上げる。

②調べ申「申」は補助動詞。動詞の連用形（調べ）に付いて、相手（大庄屋）に対し話者（浜瀬庄屋）が改まった気持ちで丁寧な、また、堅苦しく言うのに用いる。差

上申「申」は「差上」に付く補助動詞。はまの瀬 日高

郡天田組濱ノ瀬村（美浜町濱ノ瀬）。

9 外方にては、はぎと申し立つ可く候

奉公人の話です。北塩屋浦の医師羽山大学が、けい、という女性に年季奉公をさせていました。ところが、まだ年季が明けないうちに、けい、の請け人（し三六一―三二二）で同浦の煮売船商人茂助が自分の所で働かせたのです。

大学の訴えにより、けい、を戻すよう商人茂助に達しがあり、それを受け入れるとして、文久三年（一八六三）商人茂助が提出したのがこの「御答」です。宛先は大庄屋瀬戸又次郎となっていますが、③⑧に「仰聞」とあり、「仰聞」は勘定奉行あるいは老中に対して使う語ですから、商人茂助は評定所で「不埒」であると「仰聞」かされたこととなります。それに続く「奉畏」という表現も、評定所からの「仰聞」に対応するものと思われます。この「御答」も大庄屋を通じ評定所に宛てていることとなります。

ただこの茂助、商人といってもまともな人物ではあり

ません。評定所からの達しでもふれていたのですが、「はぎ」（追い剥ぎ）という世評を否定していないのですから。大学の願い書き（し三六一―二）でも、商人茂助をかかなりの「不行状之者」として描いています。

「御答」でも、商人茂助が認めているのはけい、を働かせていたという事実だけで、自分に非があったとは書いていません。「奉恐入」「不調法」「御用捨被下」などの謝罪の言葉も一切ありません。そもそも表題は「御詫び」でなく「御答」ですし、③「仰聞」に対しても「承智」です。問題はけい、にあり、④「私共今誘出し候儀二而も無御坐」⑤「如何存候哉只今之仕義二相成」⑥「右女之義二付色々入組御座候」というのです。その上で、⑦「いヶ鉢之儀申掛ヶ候共尚又病・煩等出来候共、私共者不存申候間」⑧「此段大学方ニ承智致候ハ、右女何時二而も呼寄一旦手渡し可仕候」と、けい、にまともな仕事をさせ

五毛の長少皆く自ずく去る方におは
し、其の治中より、此の事多し、世に
定方初社を、後、初、公、事、年、一、今、之、
お、長、少、の、事、初、之、初、後、再、三、
事、初、方、一、今、之、事、初、之、初、
先、之、事、初、之、初、之、初、
中、之、事、初、之、初、之、初、
之、事、初、之、初、之、初、
古、之、事、初、之、初、之、初、

高内浦遠向之化而由之常事也
 是事之定分即方之定分也
 後身之時一十の年此後
 万一古女之難免ハ向海即此向海
 中折之りたる又初起事也
 少婦ハ此方此後古事方之成事也
 古女何射也七地事一旦古事古事
 古事古事古事古事古事古事
 形上之信之法也

⑧

⑦

天久之由美月

山居

印

⑨

石之由美月
此乃為石之由美月

山居

印

山居

印



ていたはずもなく、ただ責任逃れで通そうとしています。

これが評定所に対する「御答」の姿勢なのですから、場慣れしているというのか、このような経験が何度もあつて、どの辺りまでなら強気で済ませられるという判断が出来るのでしょうか。

商人茂助の傲慢な姿勢は文中の言葉遣いにもあらわれ

ています。自分の行為に、へり下った意味の「仕」を使っ

ているのはわずか二か所、⑥「商内仕」⑧「手渡し可仕」
だけなのです。同じくへり下った「致」は大学に対して、
「大学方ニ承智致」とあるだけです。ただ、「御答」は商人茂助が書いたものなのですが、言葉の間違ひはみられません。悪賢い人物だったということなのでしょう。

〔釈文〕

① 乍恐奉御答申上候口上

一 當浦ニ出療治仕御坐候羽山大学方ニ

年切奉公仕居候、豊後ノ国府内産伴

(三省)

之者と申醫師ノ忤けいと申もの、

② 大学方江奉公年限中私方へ抱込候との

申立ニ而、③ 私共を相手取願出候品ニ付

願書御讀聞被下、右ハ他人之召抱候もの

年季明キ不申内容易ニ呼寄氣随ニ

召遣候段不埒ニ付、早々大学方へ相返し

候様被仰聞之趣承智奉畏候、④右者

取初私共分誘出し候儀ニ而も無御坐、

前段けい義私方へ罷越奉公辛棒仕

兼候旨申ニ付、⑤右ハ先方手支候事ニ候得者、

先ツ立帰り年季相勤可然段再三申

聞候得共、如何存候哉只今之仕義ニ相成、當時

ニ而ハ海士郡日方浦ニ奉公仕罷居申候、猶又

右女之義ニ付色々入組御座候得共、⑥私共義

當浦湊内ニ而他所舟等へ賣賣躰之商内

仕義ニ付、定而外方ニ而ハはぎと可申立候

儀ニ付、此上之申分ハ無御坐候得共、⑦此後

万一右女之親元ハ勿論外々いケ躰之儀

申掛ケ候共尚又病・煩等出来候共、私共者

不存申候間、⑧此段大学方ニ承智致候ハ、

右女何時ニ而も呼寄一旦手渡し可仕候間、此段

乍恐同人江宜敷被仰聞被下候様奉

願上候、依之御答申上候、以上

文久三年亥七月

北塩屋浦

茂助^印

⑨右之通書附出候ニ付差上申候、宜

御取扱被成下候様奉願上候、以上

同浦庄屋

佐助^印

同浦肝煎

嘉助^印

瀬戸又次郎殿

(し三六一一二)

〔読み下し文〕

① 恐れ乍ら御答え申し上げ奉り候口上

一当浦に出療治仕り御座候羽山大学方に

年切奉公仕り居り候、豊後の国、府内産、伴

三省と申す医師の悴けいと申すもの、

②大学方へ(え・江)奉公年限中私方へ抱え込み候との

申し立てにて(而)、③私共を相手取り願い出で候品に付き出

願書き御読み聞け下され(被^レ下)、右は他人之召し抱え候もの

年季明き申さざ(不)る内容易に呼び寄せ氣隨に

召し遣い候段不埒に付き、早々大学方へ相返し

候様仰せ聞けられ(被^{られ}二仰^{おほせ}聞^{きけ})之趣承智(承知^{かじ}) 畏み奉り候、④右は(者^{もの})

最初私共より(分^{ぶん}) 誘い出し候儀にても御座無く、

前段けい義私方へ罷り越し奉公辛棒(辛抱^{しんぱう}) し

かね(仕兼^{しけん}) 候旨申すに付き、⑤右は先方手支え候事に候らえば(得者^{とくしや})、

先ず(づ・つ) 立ち帰り年季相勤め然る可き段再三申し

聞け候らえ共、如何存じ候哉只今之仕儀に相成り、当時

にては海士郡日方浦に奉公仕り罷り居り申し候、猶又(なほまた)

右女之義に付き色々入り組み御座候らえ共、⑥私共義

当浦湊内にて他所舟等へ煎(煮^に) 売り体之商内(あきな)

仕る義に付き、定めて外方にてははぎ(剥ぎ^{むぎ})と申し立つ可く候

儀に付き、此上之申し分は御座無く候え共、⑦此後

万一右女之親元は勿論外々より如何(いか) 体之儀

申し掛け候共尚又病・煩い等出来候共、私共は

存じ申さず(不^ず) 候間、⑧此段大学方に承智致し候はば(ハ、)

右女何時にても呼び寄せ一旦手渡し仕る可く候間、此段

恐れ乍ら同人へ宜し(敷^し) く仰せ聞けられ下され候様

願い上げ奉り候、之に依り御答え申し上げ候、以上

⑨右之通り書き附け出し候に付き差し上げ申し候、宜しく
御取り扱い成し下され(被^れ二成^{なしく}下^{くだ}) 候様願い上げ奉り候、以上

〔文意例〕

① 恐れながら御答え申し上げます口上書き

一当浦で「出療治」をいたしています羽山大学方で

「年切奉公」いたしております（けい、いと申す者）、豊後の国、府内生まれの伴

三省と申す医師の娘でけい、いと申す者（がおります。この者）を、

② 大学方への奉公年限中に私方へ「抱込」んだとの

（大学方からの）申し立てです。③ 私共を相手取り願い出でた理由について（大学方からの）出

願書きを（評定所が）お読み聞かせ下さいました。そして、「これは他人（大学方）が召し抱えた者（けい、い）を

年季が明けないうちに安易に呼び寄せ気ままに

召し使った件は不埒なので、早々大学方へ（けい、い）戻す

よう」仰せ聞かされた事柄について、「承智（知）」つつしんでお受けします。④ 右の件は

最初私共より誘い出したわけではございません。

前述のけい、い、のことですが、私方へやって来て（大学方での）奉公が辛抱し

かねるといふことを申しました。⑤ そうはいつでも（奉公をやめたりしたならば）

先方（大学方）にとつて差し支えることなのだから、

先ず（大学方へ）立ち戻り年季を勤めるのが当然であると再三申し

聞かせたのですが、どう思ったのか今の結果になり、現在

では海士郡日方浦（の茂助の店）に奉公いたし居り申します。なおまた、

この女のことについては色々入り組んだことが御座います。⑥ 私共は

当浦の湊内で他所舟等に（向けた）煮売り船のような商いを

いたしていることについて、おそらく回りでは「はぎ」と言い立てているでしょう。

これ以上の申し分はございませんけれども、⑦今後

もし右女の親元はもちろん、（大学方等）別の所からどのようなことを

申しかけて来ようとも、さらにまた病・煩いが発症しようとも、私共は

存じ申しません（責任はありません）。⑧このこと（茂助の言い分）を大学方が承知いたすのならば

右女は何時にても呼び寄せいつたん手渡しいたします。このことを

恐れながら同人（大学）へよろしく仰せ聞かせ下さいますよう

願ひ上げ申します。そういうことでお答え申し上げます。以上

⑨右の通り書付を出しましたので差し上げ申します。よろしく

お取り扱ひ下さいますよう願ひ上げ申します。以上

〔語意・語法〕

①乍恐願ひ出の際の定型句。恐れ多いことですが。奉

御答申上「奉畏」や「奉誤申」として詫びているのでな

く、「御答申上」で自分の主張を述べているだけ。「奉

は補助動詞として用いる。動詞（申上）に付いて、そ

の動作の対象（評定所）を敬う謙讓表現を作る。：申し

上げる。「申上」は他動詞。目上の人（評定所）に対して、

（茂助が）ある行為をする。多く、「お」や「御」の付い

た自分の行為を表わす体言（御答）の下に付けて、そ

の行為の対象を敬う。口上「口上書き」の略。近世には

口上ではなく文書が重要になり、形式的に「口上」の文

言が付け足されている。一「ひとつ書き」といい、簡条

書きそれぞれの冒頭に置く。當浦二出療治任御坐候羽山

大学方二年切奉公仕居候「悴けい」にかかる。だが、ただの修飾ではない。恐らくは合法的出稼ぎのためにけいの宗門改を大学方にも置いておいたのだらう。そのため、文頭を大学にしているのではないのか。出療治仕御坐候「出療治」は、患者の所へ出向いて治療すること。往診。「仕」は、補助動詞。動作性の名詞（「出療治」）に付き、話し手（茂助）が聞き手（評定所）に対してへりくだる自卑・丁重の表現として「（物事を）する・なす」の意に用いる。「御坐（座）」の付いた「出療治仕御坐候」の方が、「御坐」のない「出療治仕候」よりていねい。羽山大学方「方」は語素。ある一方の側、またそれに属する人たちを表わす。年切奉公仕居「年切奉公」は「年季奉公」のこと。年季を定めてする奉公。年季勤め。「仕」は「年切奉公」に付く補助動詞。「居」は、補助動詞として用いられる。動作、作用、状態の継続、進行を表わす。動詞の連用形（「仕」）に付く。多く、自分の言動を卑下したり、他人の言動をさげすんだり、または、軽視できるものの作用、状態について表現したりするとき用いられる。豊後ノ国府内産「伴三省」（大学の願い書きに

ある「三省」をどの時点でか「之者」と読み違えたらしい）にかかる。「豊後ノ国」は、大分県に含まれる。「府内」は、大分市の旧称。奈良時代、豊後国の国府の所在地。明治八年（一八七五）に改称。悴けい「悴」は、子どもや年齢の若い者をさして卑しめていう語。男女ともに「悴」を使う。けいはこの時十五歳（し三六一一）。「抱込」おもに自分が使用するものとして、自分の領域内に持ちこむ。申立 ここまでの全文「當浦ニ：抱込候との」が「申立」にかかる。「申立」は、取り立てて言うこと。強調して言うこと。また、その言い分。官府や上長に対して、また、会議などで願いや意見を上申すること。主張。

③私共「共」は自称の代名詞、または自分の身内の者を表わす名詞に付けて、単数・複数にかかわらず、謙遜した表現として用いる。願出候品「願出」は前年十二月（し三六一一）。「品」は、理由。わけ。御讀聞被下「御讀聞」は評定所が。「被」は、茂助の藩への敬意を表わす助動詞。「被下」は「御讀聞」につく補助動詞。右八：相返し候様評定所が「仰聞」かせた内容。右八「右」は「出願書」。

他人 大学。不申「申」は補助動詞。動詞の連用形（「明キ」）に付いて（明キ申）、相手（茂助）に対し話者（評定所）が改まった気持ちで丁寧な、また、堅苦しく言うのに用いる。氣随 自分の氣持、氣分のままにふるまうこと。また、そのさま。氣まま。召遣候段「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは、茂助によるけいを召し使った件すべて。表現としては、「右ハ他人之」以下、「段」まで。相返し「相」は、語調を整えたり、語勢を添えたりする接頭語。被仰聞之趣「仰聞」は勘定奉行あるいは老中に対して使う語だから、ここでの使い方が正しいのだとすれば、茂助は評定所で「仰聞」かされたことになる。「被」は、茂助の、評定所に対する敬語。「仰聞」も敬語で、二重の敬語。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かつていく意味。承智 奉畏「承智（知）」という表現は、書状の返書に「承知仕」等と使われているものは数多くある。へりくだる意味合いが弱いのか、藩からの命令に対して「奉承知」とした事例はほとんどなく、わずかに一例が本書第二項。まして「承智（知）奉畏」は、「承知仕奉畏」でもなく「承

知」が単独で使われていて、謙虚さに欠ける表現に思え、藩からの命令に対して使われているのは他に事例を見出すことができない。「奉」は補助動詞として用いる。動詞「畏」に付いて、その動作の対象（評定所）を敬う謙讓表現を作る。…申し上げる。「畏」は、つつしんで命令を受ける。つつしんで承諾するの気持ちを表わす。

④ 右者 右の件。誘出し候儀「儀」は「こと」。けい義「義（儀）」は、自分、または自分の側を示す名詞に付いて「こと」「…に関して」の意を表わす。謙讓の意を添える。罷越「罷」はその複合した動詞（「越」）に、（評定所に対し）へりくだり丁寧という氣持を添えるもの。「越」は、向こうへ行く。また、こちらに来る。仕兼候旨「兼」は補助動詞として用いられる。動詞の連用形（「仕」）に付いて、…し続けることができない。…しようとしてもできない。「旨」はものごとの意味・内容。趣意。趣旨。

⑤ 右ハ 全体に「右」が多い「口上」なのだが、特にこの「右ハ」はその指示内容が具体的にないため、「奉公辛棒仕兼」と「先方手支」とがつながらず、かえって分かりにくい文章になっている。「右」をあえて考えるな

らば、「奉公辛棒仕兼候旨申」「候得共、親元へ戻り候へハ」のようなことなのだろうが。手支てづかえること。手もとがさしつかえること。順序や手順が狂って支障が起こること。候得者（候う）候ふの已然形「候へ」に、接続助詞「、（ば）」を加えた表現。「ば」は、活用語の已然形について、順接の確定条件を表わす。…ので。…から。先ツ立帰り年季相動可然段「段」は「先ツ立帰り年季相動可然」なのだが、それだけならば「段」とするほどの内容ではない。それをあえて「段」としているのは、「先ツ立帰り年季相動可然」をいやがるけいに長々と説得したと言いたいたためだろう。候得共（候う）候ふの已然形「候へ」の「へ」に当て字「得」を使ったもの。「共」は接続助詞「ども」の当て字。「ども」は、活用語の已然形を受ける。逆接の確定条件を表わす。けれど、如何存候哉けいに責任を転嫁している。「哉」は、疑問または反語の意を表わす。仕義事のなりゆき。有様経過。実情。また、特に思わしくない結果。始末。日方浦名草郡日方浦（海南市日方）。奉公仕罷居申候「仕」は「奉公」に付く補助動詞。「居」は「仕」に付く補助

動詞。「申」は「居」に付く補助動詞。入組けいにかんして入り組んだ事情があるというよりは、茂助の側に問題があるということだろう。

⑥他所舟 他所の湊からやって来た舟。剪賣躰「剪賣」は「煎（煮）売船」のこと。廻船の出入の多い港湾や乗合船などの通行の頻繁な河川で、船中の乗客・船員を相手に飲食物を売り回る船。通常小伝馬船に二人乗り、船内にかまどを設け、餅、芋、でんがく、くだものなどの食物や酒を売る。売売船。くらわんか船。「躰」は、そのようなもの。そのような様子。風。風体。ふぜい。商内仕「仕」は「商内」に付く補助動詞。定而推量文に用いる。下に推量の表現を伴う。確信性が薄い。おそらく。たぶん。はぎ追い剥ぎの略。だとすれば、まともに「剪賣」をしていたのではなかったのだろう。可申立「可」は話者（茂助）の意志を表す助動詞。ここでは弱い意志。推測。文脈により意志の強弱の度合いが異なる。「申立」は、取り立てて申しあげる。強調して申す。

⑦外々 その場所以外の別々の所。いヶ躰之儀申掛ヶ候 共尚又病・煩等出来候共 そういう可能性に自ら言及し

ているのだから、かなり問題のある商売に従事させていたことが想像できる。「いヶ躰」は、どんな様子。どんな体。いかよう。どのような。不存申「申」は「存」に付く補助動詞。

⑧ 此段 ④～⑦の茂助の言い分。大学方二承智致候ハ、一旦手渡し可仕 茂助の主張を認める、つまり、茂助を罪に問わないならば「一旦」返す（この先連れ戻すこともありうる）けれども、主張を認めない（罪に問う）ならば返さない。「致」は補助動詞。動作性の名詞、主として漢語名詞（「承智」）に付き（「承智致」）、話し手（茂助）が聞き手に対してへりくだる自卑・丁重の表現として、「（物事を）する・なす」の意に用いる。「可」は茂

10 隣町へ使いに出で帰り申さず

奉公人の二つ目の話です。嶋村の医師龍神李軒が、妹を大坂商人の下で奉公させていました。母親の看病のために呼び戻そうとしたところ返事がありません。李軒の隣家の者に調べに行かせると、すでに前の月から行方不

助の意志。「仕」は「手渡し」に付く補助動詞。候ハ、「（候）^{まご}候^{まご}ふ」の未然形「候^{まご}は」に、接続助詞「、（ば）」を加えた表現。「ば」は、活用語の未然形に付いて、順接の仮定条件を表わす。…ならば。被仰聞被下候様奉願上候「被仰聞可被下候」の「可」を弱めるための言い方。「被」はいずれも藩に対する茂助の敬語。「被下」は「被仰聞」に付く補助動詞。「奉」は「願上」に付く補助動詞。文久三年 一八六三年。北塩屋浦 御坊市塩屋町北塩屋。⑨ 差上申「申」は「差上」に付く補助動詞。御取扱被成下候様奉願上候「御取扱可被成下候」の「可」を弱める言い方。「被」は庄屋の大庄屋への敬語。「被成下」は「御取扱」に付く補助動詞。肝煎 庄屋の下役。

明であることが分かりました。

この願い書きには、李軒も含めて九人の人物が出てきます。そもそも近世の文章は、主格（主語）がはっきりと区別できるような書き方ではありませんし、特にこの

世より親身無事、
 ③ 新右衛門の連夜是よりおれを
 傳ふゆゑ、
 ④ 角作曰、
 ⑤

草書之妙

法行如雲

如也

牙齦

長年

草書之妙

⑩ 右之草書之妙

五回

中

草書之妙

⑪

右之草書之妙

願い書きは、ひとりの人物の言葉の中に別の人物の言葉も紛れ込ませているという複雑な構成になっています。

②母の「悴きりニ看病致させ度」、⑥余人の「未タ行衛相知不申」は文章が短いため容易に理解できませんが、②李軒のいう、「妹きり：連帰呉候様」、③廻船乗り甚吉の「右きり儀者：行衛相知不申」は、始まりがどこなのかを判断する必要があります。

⑤⑥の親類野田秀治の報告は、中に請人源助の言が入っているだけでなく、報告についての李軒の思いも記しているようで、分かりにくい作りになっています。まず、⑤「きり所持之：⑥：受人源助申」が野田秀治の報告全体です。⑤「きり所持之：参候様子共相聞不申」が、報告前半で、そこで「由」を入れていったん区切ってい

〔釈文〕

① 乍恐奉願上御事

一私妹、當年式拾貳才ニ罷成候きりと申者、去ル午

三月大坂表へ遣シ北久太郎町皿屋源助と申仁方へ

奉公ニ有付、去申九月迄相勤罷居、同人請人ニ而

ます。その次ですが、「猶心當り之所々：手掛り之品も無之」は野田秀治の報告が続くともとれますし、「由」で区切りましたので、報告を引用しながらの李軒の文ともいえます。それに続く、「當惑仕候義ニ御座候」は李軒の思いでしょう。報告者が「當惑仕」必要はないですし、もし報告者の当惑を記したのならば、「當惑仕候由ニ御座候」とするでしょう。その後ろには請人源助の言、⑥「右者猶得と相調へ：先引取候様」が入れられ、次いで「受人源助申」と野田秀治が報告したわけです。なお、この願い書きは、瀬戸又次郎の前の代の大庄屋中村善次兵衛宛てですので、文政の頃のものかと思われる。

去九月分上町・北新町壱丁目美濃屋新助与申仁方二而

相勤罷居候處、②當夏母病氣ニ罷有候ニ付忪きりニ

看病致させ度段申二付、書状を以呼ニ遣候得共何等之

返書も差越不申、不安心ニ御座候ニ付、私隣家ニ甚吉と

申者大坂通ひ廻船ニ乗候ニ付、妹きり、主人へ暇を

貰ひ親看病致させ度間、連帰呉候様相頼ニ遣し

候処、③右きり儀者六月廿六日夜主人之用事ニ而隣町へ

使ニ出歸り不申、何方へ参候哉行衛相知不申由、右甚吉

七月廿九日帰船仕右之様子物語仕候ニ付、大ニ驚兎哉

角仕候同、④右きり世話人道頓堀炭屋町河内屋

彦兵衛と申者より七月十二日出之書状ニ八月十一日相届キ、

右之様子相認有之ニ彌打驚、早速親類野田秀治と

申者大坂表へ指遣間合申候処、⑤きり所持之手道具・

着類等者主家又者請人方ニ指置御座候様子ニ而、自身之

了簡ニ而遠方へ参候様子共相聞不申由、猶心當り之

所々相尋候得共一圓行先キハ勿論何等手掛り之品も

無之當惑仕候義ニ御座候、⑥右者猶得と相調へ有無とも九月

差入頃迄二者可申遣間先引取候様受人源助申由ニ而

秀治罷帰、否之儀相待居、九月ニ至候得共何等之義も

不申參、又々余人を指遣シ相尋させ候処未タ行衛
相知不申段右之者罷歸申二付、老母初親類共一同

相歎申儀ニ御座候、⑦右者女を夜中ニ使二遣其儘行衛

相知不申義を其扁ニ差置、私分呼ニ遣候付無據七月

十二日付之書状を出シ延着致候儀、猶又源助等之申分

甚不審ニも御座候二付、⑧此度私共大坂表へ罷越得与相糺

彌行衛相知レ不申、右源助等若如何之品申募候儀も

御座候得者、彼地ニ而乍恐

御国之御屋敷様へ右段々之様子御願奉申上度奉存候間、

何卒哀御慈悲之御憐愍を以右御屋敷様江之

御添簡被為成下候様乍恐幾重ニも奉願上候、右之段

早々宜敷被仰上可被下候、以上

鳴村医師

西十一月

龍神李軒

⑨右之通願書差上申候、右願之趣相透も無御座候間

何卒願之通大坂表へ之御添簡被為成下候様於私共も

奉願上候、以上

鳴村肝煎

丈助

同村庄屋

彦平

中村善次兵衛殿

⑩右之通願書出候付差上申候、以上

天田組大庄屋

中村善次兵衛

寺田八郎右衛門様

⑪右願書李軒持登申度由二付、添状して十一月廿日嶋庄屋元へ遣ス

(し二三二一四)

〔読み下し文〕

① 恐れ乍ら願ない上げ奉おんる御事

一私妹ひしつ、当年式拾式才しつに罷おんり成なり候まきりと申ます者、去いる午

三月大坂表へ遣えんし北久太郎きたきゅうたろう皿屋源助と申ます仁方へ

奉公に有り付き、去いる申九月迄相勤め罷おんり居ゐり、同人請人にて(而)

去いる九月より(夕)上町うえまち・北新町きたしんまち壱丁目美濃屋新助と(与)申ます仁方にて

相勤め罷おんり居ゐり候ま処、②当夏母病氣あつなに罷おんり有り候まに付き忤こきりに

看病致しさせ度どき段申ますに付き、書状を以もつて呼よびに遣えんし候まえども(得共)何等の之

返書も差さし越こし申まさず(不)、不安心ふあんに御座候まに付き、私隣家ひまに甚吉と

申ます者大坂通おい廻船まわりに乘のり候まに付き、妹いきり、主人しゅじんへ暇ひまを

貰もらい親看病致しさせ度どき間、連つれ帰かりくれ(呉)候様相頼あみに遣えんし

候ま処、③右みぎきり儀ぎは(者)六月廿六日夜主人しゅじん之用事もちにて隣町へ

使つかいに出いで帰かり申まさず、何方いずかたへ参まり候哉や行衛(行方)相知あい知しれ申まさざ(不)る由、右みぎ甚吉

七月廿九日帰船かいかふね仕つかり右みぎ之様子物語ものごとり仕つかり候まに付き、大おほいに驚おどきとやかく(兎哉)

角) 仕り候内、④右きり世話人道頓堀炭屋町河内屋

彦兵衛と申す者より七月十二日出之書状に八月十一日相届き、

右之様子相認め之有るに彌打ち驚き、早速親類野田秀治と

申す者大坂表へ指し遣し聞き合せ申し候処、⑤きり所持之手段具・

着類等は主家又は請人方に指し置き御座候様子にて、自身之

了簡にて遠方へ参り候様子とも(共)相聞え申さざる由、猶心当り之

所々相尋ね候えども一円行先は勿論何等手掛り之品も

之無く当惑仕り候義に御座候、⑥右は猶得と(篤と)相調べ有無とも九月

差し入り頃迄には申し遣す可き間先ず引き取り候様受人源助申す由にて

秀治罷り帰り、否之儀相待ち居り、九月に至り候えども何等之義も

申し参らず、又々余人を指し遣し相尋ねさせ候処未だ行衛

相知れ申さざる段右之者罷り帰り申すに付き、老母初め親類共一同

相歎じ申す儀に御座候、⑦右は女を夜中に使いに遣し其儘行衛

相知れ申さざる義を其儘に差し置き、私より呼びに遣し候に付き抛無く七月

十二日付け之書状を出し延着致し候儀、猶又源助等之申し分

甚だ不審にも御座候に付き、⑧此度私共大坂表へ罷り越し篤と(得与)相糺し

彌行衛相知れ申さず、右源助等若如何之品申し募り候儀も

御座候えば(得者)、彼地にて恐れ乍ら

御国之御屋敷様へ右段々之様子御願い申し上げ奉り度く存じ奉り候間、

何卒哀れ御慈悲之御憐愍を以つて右御屋敷様へ之

御添簡成し下せられ(被^{われ}為^せ成^な下^{くだ})候様恐れ乍ら幾重にも願ひ上げ奉り候、右之段

早々宜しく(敷)仰せ上げられ下さる可く(被^{われ}仰^{おほ}上^あ可^べ被^れ下^{くだ})候、以上

⑨右之通り願ひ書き差し上げ申し候、右願ひ之趣相違も御座無く候間

何卒願ひ之通り大坂表へ之御添簡成し下せられ(被^{られ}為^せ成^な下^{くだ})候様私共に於ても

願ひ上げ奉り候、以上

⑩右之通り願ひ書き出し候に付き差し上げ申し候、以上

⑪右願ひ書き李軒持ち登り申し度き由に付き、添え状して十一月廿日嶋庄屋元へ遣す

〔文意例〕

① 恐れながら願ひ上げ申す御事おんことについて

一私の妹で、当年二十二歳になりますきりと申す者についてですが、去る午年

三月に大坂表へやり北久太郎町皿屋源助と申す人の所へ(で)

奉公人になり、去年申年九月まで勤めておりました。同人(源助)が請け人で

去年九月から上町と北新町一丁目の美濃屋新助という人の所で

勤めておりました。しかし、②今年の夏、母が病気になるりまして悴きりに

看病いたさせたい」と(母が)申しますので、(私が)書状で呼びにやりましたけれども(きりは)何らの

返書も寄越し申さず不安で御座いました。私の隣家に(住む)甚吉と

いう者が大坂通いの廻船に乗っていますので、「妹きりに、主人から暇を

もらって（もらわせて）親を看病いたさせたいので連れ帰ってくれるよう」（甚吉に）頼んでやり
ました。ところが、③（戻った甚吉がいうには）右「きりは六月二十六日の夜、主人の用事で隣町に
使いに帰って帰らずどこに行ったのか行方が分かり申さない」と、右甚吉が、

七月二十九日帰船いたし、右の様子を物語りいたしました。大いに驚き、あわて

ふためく内、④右きりの仲介人で道頓堀炭屋町河内屋

彦兵衛という者から七月十二日付けの書状なのに（おかしなことに）八月十一日に届き、

右の（廻船乗り甚吉が語った）様子がしたためてあったのでますます驚きました。早速親類の野田秀治と
いう者を大坂表へやって聞き合わせ（させ）申しました。ところが、⑤「きりの所持の手道具や

着物等は主人の家か請け人の所に置いてございます様子で、自分の

考えで遠方へ参った様子とも思え申さない」と（野田秀治はいいます）、「さらに心当たりを

あちこち尋ねたけれども、いっこうに行く先はもちろん何らの手がかりの品も

なく」（というので、私、李軒としては）当惑いたすことになりました。⑥「請人源助がいうには）

「右（きり、の行方不明）についてなお十分に調べて（問題が）あるにしろ無いにしろ九月の
初めごろまでには連絡してやるから先ず引き取るように」と受人源助が申した」ということで

（野田）秀治は戻ってきました。（問題は）なかった（きり、をみつけた）

という知らせを待つておりましたが、九月になっても何らの知らせも

言つて来ず、またまた他の人物を遣わし尋ねさせましたが、「未だに行方が

知れ申さない」と、その者が帰つてから申します。老母はじめ親類共一同

歎き申したことでございました。⑦この件は女を夜中に使いにやりそのまま行方が

知れ申さないのをそのままに放置し、私から（きり、を）呼びにやったので

しかたなく（責任逃れのために日付を偽った）七月

十二日付けの書状を（作って）差し出し（当然ながら）「延着」したことですし、さらに、（請人）源助等の言い分は甚だ信用できないことでもございますので、⑧このたび私共は大坂表へ行きじっくりと糺し

本当に行方が分かり申さず、右（請人）源助等がもしとんでもない事情を言いつのるようなこともございませうならば、彼の地（大坂）で恐れながら

お国のお屋敷様（紀州藩大坂屋敷）へ右の次から次へと起こった

事態（について力添え）をお願い申し上げたいと存じ申します。

どうか哀れみのお心を持って右お屋敷様への

御添簡をなさって下さいますように、恐れながら重ね重ね願ひ上げ申します。右の件について

早々よろしく仰せ下げ下さいませ。以上

⑨右の通り願ひ書きを差し上げ申します。右の願ひ書きの内容は間違ひございませんので、何卒願ひ通り大坂表への御添簡なさって下さいますよう私共においても願ひ上げ申します。以上

⑩右の通り願ひ書きを出しましたので差し上げ申します。以上

⑪右の願ひ書きは李軒が持参して（大坂に）上り申したいというので、

（私、大庄屋中村善次兵衛が書いた）添え状を付けて十一月二十日嶋庄屋元へやった（戻した）。

〔語意・語法〕

① 乍恐 願い出の際の定型句。恐れ多いことですが。奉願上「奉」は補助動詞として用いる。動詞〔願上〕に付いて、その動作の対象（大庄屋・代官）を敬う謙讓表現を作る。…申し上げる。御事「事」は、「こと」で文中止するような形で、文章の題目などとして用いる。何々についてという意を表わす。一「ひとつ書き」といい、簡条書きそれぞれの冒頭に置く。一項目しか書かない場合でも慣習として置くことがある。私妹 当主である「私」から書き起こす。「さり」を冒頭にもつてくることはできない。罷成「罷」は接頭語的に用い、その複合した動詞に、（大庄屋・代官に）へりくだり丁寧にいう気持や、時に、許しを得てその行動をするの意を添えるもの。大坂表「表」は語素。名詞に付いて複合語を作る。ある方向の土地。地方。遣シ「遣」は、（動作者への敬意が失せて）人を派遣する。物を他へやる。北久太郎町 大阪市中央区。仁方「仁」はひと。にん。「方」は、ある一方の側、またそれに属する人たちを表わす。有付 仕官や奉公する所を得て、生活が安定する。「奉公二有

付」はほぼ同義反復。相勤罷居きりについて使っている。「相」は、語調を整えたり、語勢を添えたりする。「居」は補助動詞として用いられる。動作、作用、状態の継続、進行を表わす。動詞の連用形（勤）に付いて、他人の言動をさげすんだり、または、軽視できるものの作用、状態について表現したりするときに用いられる。他人をさげすんだりする気持の含まれることが多い。請人 保証人。上町・北新町 いずれも大阪市中央区。二か所に店を置いていたということか。

② 悴さり 男女ともに「悴」を使う。母の言った言葉に李軒が「悴」をつけたしている。看病致させ度段「致」は補助動詞。「看病」に付き、話し手（こは母あるいは李軒）が聞き手（大庄屋・代官）に対してへりくだる自卑・丁重の表現として、「(物事を)する・なす」の意に用いる。「させ」は、きりに対する使役。「度」は願望。「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは、②「當夏母」以降「段」までがその範囲だが、五月前後に母が病気になる、七月頃

にきり、を、迎えに行くことになるまでの間の事情。書状を以呼二遣「遣」は、(動作者への敬意が失せて)人を派遣する。ここでは「人」の代わりに「書状を以」が入る。候得共「(候う)候ふ」の已然形「候へ」の「へ」に当て字。「得」を使ったもの。「共」は接続助詞「ども」の当て字。「ども」は、活用語の已然形を受ける。逆接の確定条件を表わす。けれども。差越不申「差」は、動詞の上について、その意味を強め、あるいは語調を整える。「越」は、向こうへ行く。また、こちらに来る。「申」は補助動詞。「越」に付いて、相手に対し話者が改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。不安心不安に同じ。暇を貰ひ 厳密に言えば、この文節は主格(主語)が龍神李軒で、「看病致させ」という使役に使役しているのだから、ここも「貰ひ」でなく使役の「せ」を付けた「貰はせ」が正しい。もともと、このように文節中で主格が転換してしまう言い方も常にあるが。「暇」は休暇。看病致させ度「致」は龍神李軒がへりくだる補助動詞。「させ」は、龍神李軒によるきり、に対する使役。「度」は龍神李軒の願望。相頼二遣し「相頼」は動詞に

付く接頭語の「相」があるから「頼」は動詞と考えると「二」は不要。その場合、「頼遣」の「遣」は「頼」に付いて補助動詞的に用い、尊大な気持ちをこめて、「…してやる」の意を表わす。一方、「頼二」は名詞に付く助詞の「二」があるから「頼」は名詞と考えたと「相」は不要。その場合、「遣」は他動詞で人を派遣する。「相頼遣」か「頼二遣」かにすべき。

③右きり儀者：行衛相知不申由 廻船乗り甚吉の報告。きり儀者「儀」は、自分、または自分の側を示す名詞に付いて「こと」「…に関して」の意を表わす。謙讓の意を添える。「者」は不要。帰り不申「申」は「帰り」に付く補助動詞。参候哉「哉」は、疑問の意を表わす。相知不申由「申」は「知」に付く補助動詞。「由」は、伝え聞いた事柄であることを示すことば。…とのこと。帰船仕「仕」は、補助動詞。動作性的名詞、主として漢語名詞(ここでは「帰船」)に付き、話し手(龍神李軒)が聞き手(大庄屋・代官)に対してへりくだる自卑・丁重の表現として「(物事を)する・なす」の意に用いる。物語仕「仕」は「物語」に付く補助動詞。兎哉角仕「兎

哉角」は「とやかく」の当て字。何のかのと。ああだこうだと。あれやこれやと。「仕」は、自動詞。「する」「行なう」を、相手に対しへりくだる気持ちで丁重にいう。

④世話人 商取引、縁談などの仲介をする人。きりが奉公をするにあたっての仲介人か。道頓堀炭屋町 大阪市中央区西心斎橋。七月十二日出之書状二八月十一日相届キ「二」は「なのに」の意か。なお⑦で述べる。相認有之「有」は補助動詞。動詞の連用形に付いて、動作・作用・状態の、進行・継続や、完了した作用の結果が残っていることを表わす。「之」は強調。打驚「打」は下の動詞の意味を強めたり、単に語調をととのえたりする。指遣「指」は、接頭語の「差」。聞合申 厳密には、親類の者にさせたのだから「聞合致させ申」。「申」は「聞合」に付く補助動詞。

⑤きり所持之…⑥「秀治罷帰」の前の「源助申由ニ而」までが親類野田秀治の話した内容。手道具 身の回りの小道具や調度。様子共「共」は「とも」（格助詞「と」に係助詞「も」の付いたもの）の当て字。引用を表わす。相聞不申由「由」だから、ここは野田秀治の考え。「聞

は、意味がわかる。理解できる。納得できる。「申」は「聞」に付く補助動詞。一圓いっこうに。少しも。手掛り之品「品」は、理由。わけ。無之「なし（無）」を強調するという語。當惑仕候義二御座候「義二御座候」で、文章としてはここでいったん切れるから、野田秀治ではなく、李軒が当惑したという一文を、野田秀治の話の中に入れていられるらしい。野田秀治が当惑したのなら、「當惑仕候由ニ御座候」となるだろう。「仕」は「當惑」に付く補助動詞。「義」は「こと」。

⑥右者…先引取候様 請人源助の話。親類野田秀治の話の中に挿入してある。右者…相調へ有無とも「有無とも」は、すぐ後ろに「否之儀相待居」ともあり、ここでは「否」を期待して待っているのだから、「有無」はこの件に関する、問題のある、なしだろう。そうすると「右」は、「有無」を判断するための「行衛相知不申」。得と「篤と」。差入「さしいり」。はいつてすぐの時。その季節やその月にはいつてすぐの頃。可申遣「可」は話者（受人源助）の意志を表す助動詞。文脈により意志の強弱の度合いが異なる。「遣」は、補助動詞的に用い、「申」について受人源

助の尊大な気持ちをこめて、「…してやる」の意を表わす。引取候様詮索されないように大坂から追い払った。否之儀きりの「行衛相知不申」が間違いだっただというこの通知。前述の「有無」の「無」の方。相待居「居」は、補助動詞として用いられる。動作、作用、状態の継続、進行を表わす。多く、自分の言動を卑下するときに用いられる。相尋させ「させ」は使役。相知不申段「段」は、きりの行方に関する事情すべて。親類共「共」は自称の代名詞、または自分の身内の者を表わす名詞に付けて、単数・複数にかかわらず、謙遜した表現として用いる。相歎申「申」は「歎」に付く補助動詞。

⑦右者女を…⑦の構文はこなれていないのだが、「女を夜中ニ…其扁(儘)ニ差置」は次文節「私分呼ニ…延着致候儀」末「候儀」につながり、一つ目・二つ目の文節「女を夜中ニ…延着致候儀」が三つ目の文節末「御座候二付」につながる、といったところか。あるいは、第三文節末に「儀」を入れ「御座候儀二付」としてもよい。無據七月十二日付之書状を出シ延着致候④「七月十二日出之書状二八月十一日相届キ」とあるが、これを龍神李軒は、

きり、失踪の責任逃れの偽装工作だと考える。つまり、③廻船乗り甚吉が七月末であろう、きりを連れ帰りに大坂へ出向いた、これを知った④世話人道頓堀炭屋町河内屋彦兵衛が七月末か八月頭に、日付を偽った「七月十二日出之書状」を作って送り通知済みを装った、だからそれは当然「八月十一日相届キ」となったのだとみている。「致」は「延着」に付く補助動詞。

⑧得与「篤と」。「与」はひらがな。彌行衛「彌」は、確かに。ほんとうに。まさしく。きつと。まちがいはなく。如何之品「如何」は、形容動詞。「いかがなる」か。どうかと思われるさま。考えものであること。「品」は、そうなった事情や立場。候得者「候う」候ふの已然形「候へ」に、接続助詞「、(は)」を加えた表現。…なので。…から。ここでは「候ハ、」の意味。…ならば。御国之御屋敷様 紀州藩大坂屋敷奉行。段々次から次へ続くさま、いろいろであるさまをいう。御願奉申上度ここでは具体的な何かを願おうとしているのではなく、李軒が紀州藩権力が及ばない天領大坂で思い通りに動くよう、紀州藩大坂屋敷の容認を求めた。「奉」は「申上」

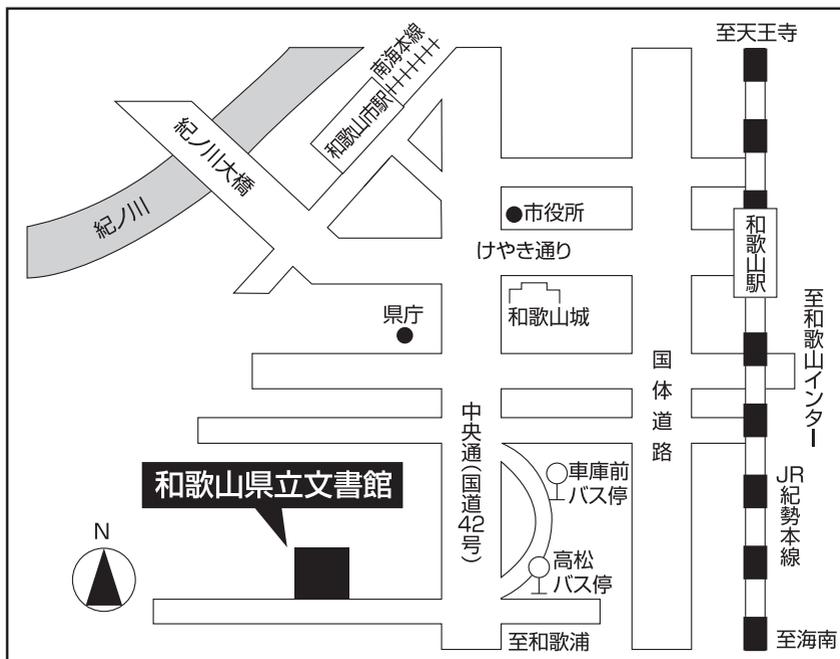
に付く補助動詞。「申上」は、目上の人（大庄屋・代官）に対して、（龍神李軒が）ある行為をする。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表わす体言の下に付けて、その行為の対象を敬う。奉存「奉」は「存」に付く補助動詞。何卒哀御慈悲之御憐愍「哀」は感動詞。下に願望、命令などの表現を伴って、願望の気持ちを表わす。ああなんとかして。ぜひとも。「何卒哀」も、「御慈悲之御憐愍」も、それぞれ同義反復。御添簡 勘定奉行差し出し大坂屋敷奉行宛の、李軒上坂前に達しておく書状。大坂での龍神李軒の行動を認めるよう指示した内容か。李軒は翌月上坂している（し二三―四）。被為成下候様：奉願上候「被為成下候様奉願上候」は、「可被為成下候」で、強意となる「可」を弱めた形。「被」は（大庄屋・代官への）敬語表現。「為」も敬語。二重敬語。「被成下」は補助動詞。動作性の漢語名詞（ここでは「添簡」に「ご」を冠したものにつく。「なさってください」。「幾重二も」は、かさねがさね。右之段「段」は、冒頭からすべて。被仰上可被下候「被」はいずれも大庄屋・代官への敬語。「仰上」は、上位者に言うの尊敬語。「被仰上」で二重の

敬語。「可」は話し手（龍神李軒）の意志を表す助動詞。ここでは望み。「被下」は補助動詞。動詞の連用形（「被仰上」につく。「ください」）。嶋村医師「嶋村」は、日高郡嶋村（御坊市島）。龍神李軒は在村の医師。

⑨差上申「申」は「差上」に付く補助動詞。大庄屋も「奉差上候」を使っていない。願之趣「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かつていく意味。肝煎庄屋の下役。

⑩中村善次兵衛 文政七年（一八二四）付け中村善次兵衛宛の帳面（え三三八）があるので、瀬戸又次郎の先代天田組大庄屋と思われる。その中村善次兵衛が大庄屋だった時期のこの願いが、留め書きの形で瀬戸家に残っていることになる。寺田八郎右衛門 日高郡代官。

⑪右願書：⑩までが李軒の願い書きとその奥書の留め書きで、⑪は、大庄屋中村善次兵衛の覚え。持登申「持登」は、持って上坂（大坂に上る）する。「申」は「持登」に付く補助動詞。添状「添簡」とは別。大庄屋が事情説明でもした書状だろう。庄屋元「元」は、居所。その人の身のまわり。その人の息のかかる範囲。



〈利用案内〉

所在地

〒641-0051 和歌山市西高松一七―三八

(TEL073-436-9540)

開館時間

火曜日～金曜日 午前10時～午後6時

土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

休館日

月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときはその後の平日)

年末年始 12月29日～1月3日

館内整理日

1月 4日(その日が月曜日のときは5日)

2月～12月 第2木曜日(その日が祝日と重なるときはその翌日)

特別整理期間 10日間(年1回)

交通

JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第六集

平成三十一年三月三十一日発行

編集 和歌山県立文書館

発行 和歌山県

印刷 株式会社 ウイング

環境に配慮した用紙と、
植物性由来のインクを使用しています。
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

